

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (6) (31. 1 定)			
日 時	平成 31 年 3 月 6 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、新谷副委員長、松田・斉藤・中村(吉宏)・面野・ 中村(誠吾)・川畑・横田各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・建設各部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が松田委員に、高橋龍委員が中村誠吾委員に、酒井隆裕委員が川畑委員に、酒井隆行委員が中村吉宏委員に、前田委員が横田委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、立憲・市民連合、公明党、共産党の順といたします。

自民党。

○横田委員

◎空き家対策について

私からはまず空き家対策について質問します。

私は望洋台町会なのです。比較的新しいまちで、30年ぐらいのまちですが、町会の総会があり、その後の懇親会でいろいろとお話があった中で、望洋台でさえも空き家がふえているということなのです。30年ぐらいですから老朽化してぼろぼろになっているわけではないですけれども、やはり付近に空き家があると、防犯対策上だとか、それから、しっかり管理されている家はいいですが、夜逃げ同然状態でいなくなったところもあって、空き家の対策をしっかりとやってもらいたいというようなお話でしたので、お話し申し上げます。

市内にも相当老朽化というか倒壊寸前の空き家も散見されます。山田町から下がっていくところの右側に、もう本当にぼろぼろの空き家がありまして、景観上はもとより、危険というような状況でありますので、そういったことも踏まえながら、空き家の対策についてお尋ねをいたします。

小樽市空家等対策計画が平成29年にできまして、33年度までの5年間でさまざまな対策をしていこうというふうになっております。

まず、最新のと言ったら変だけれども、空き家対策をいろいろやっていると思いますので、特定空家も含めてですが、空き家の戸数をどのぐらい把握され、いろいろ対策を打っておられるのか、29年度、30年度とたちましたので、直近の数字をお知らせいただきたいと思います。

○（建設）山岸主幹

まず、空き家の現在把握している数ということですが、平成27年に空き家の実態調査を市内全域で行いまして、その中では2,423件の空き家がありました。それで、それからローリングして毎年調査を行っているわけではありませんので、現在のきちんとした空き家の実態数というのは押さえていないところです。

ただ、2,423件以外で相談があった件数は、年間で大体200件の相談が来ておりまして、現在2,423件からさらにふえて、2,500件少しぐらいの数字を我々で空き家としてカウントしているというところでございます。正確な数字ではなくて申しわけありません。

○横田委員

計画の中に「相談・実施体制の整備について」という項目があるのですが、平成29年度、30年度とそれぞれ1年間で相談200件ですか。

（「毎年です。」と呼ぶ者あり）

毎年200件ですね。それは多いですね。

やはりそういった相談を受けて、担当のところで相談に基づいて解決したり、あるいは所有者を把握したりだと

か、この2年間の成果を具体的にといえますか、こういうことをやってどうだということを説明してください。

○（建設）山岸主幹

相談件数が年間約200件、これは毎年ほぼ同じでございます。その相談につきましてはさまざまな相談があるのですけれども、抜本的な解決というか、相談があったものに対する解決というのは、大体毎年4割弱でございます。残りの6割ぐらいは、やはり継続して指導、助言をして改善を促していく、あるいは処分したいという方に対しては、不動産屋からこの辺で何かないかなどという情報があった場合に紹介するというところを行っているのですけれども、なかなか計画をつくって施策を実施して、格段に解決しているというところではないのですが、相談も今年度の相談が今199件となっております、例年の200件より、このままいくとかなり、20件ぐらいふえるかというふうに思っておりますので、その窓口として我々はいろいろ啓発しておりますけれども、そういう周知が図られてきている効果はあるのかというふうには思っております。

○横田委員

年間200件ほどの相談というのは多い数だと思いますが、それは所有者が、私は空き家を所有しているのだけれども、どうしたらいいでしょうかという費用の面とかの相談なのか、それとも、こちらから所有者を見つけて、連絡して、来てもらって相談するというスタイルなのでしょうか。どちらもあるのか。

○（建設）山岸主幹

正直200件余り相談が来るものですから、こちらから能動的に空き家所有者に対してというのは、なかなか今できていない状況でございます。

それで、相談者の多くは空き家の近隣住民です。その中でも特に多いのは、やはり落雪に関することです。ことしも雪が少なかったとはいえ、寒気が続いた後に暖気が一気に来て、集中して落雪が起きて、その所有者捜しでも今てんやわんやしているというところがございます。

その所有者を捜して、所有者に指導して、所有者が改善に至って解決に至るという形になりますので、実は今年度の解決件数というのは、若干、例年より低い形になっているのですけれども、それはやはり時間がかかることなのでしょうがないと思っております。

また、その近隣以外にも、やはり空き家の所有者、所有者というよりは相続した方です。この方がやはり処分したい。ただ持って、使いもしない、我々はもう違うところに住んでいるのに、もう使わないのにどうしたらいいだろうか、解体するには助成があるだろうか、どこか買ってくれる人はいないだろうかというような、そういう相談もありますし、草や木のこととか、当然屋根が飛散しているとかという、いろいなるもろもろな相談があります。

○横田委員

冒頭に話した町会の皆さん方の意見でも、やはり落雪、空き家で誰も屋根の雪おろしもしない、そこから雪が落ちてくるというような苦情といえますか、お話が結構ありましたので、適正に、事故のないようにやってほしいのです。

それで、大体その近隣の人たちも含めて管理をしているところは多いと思うのですけれども、管理不全な空き家というのは当然あると思うのです。これについては所有者への注意喚起だとか、特定空家等の認定基準の策定等ありますけれども、この管理不全な空き家を解消したというような例はありますか。

○（建設）山岸主幹

管理不全な空き家の対応で改善に至ったものということですのでけれども、管理不全な空き家の計画としての対応として、先ほど委員がおっしゃられた特定空家等の認定、これは空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等、いわゆる危険な空き家を認定して、法に基づく措置を行っていく。助言、指導から始まり、勧告、命令、最終的には行政代執行という形になります。

平成29年度に特定空家等を32件認定いたしまして、助言、指導等を行った結果、今3件について改善が図ら

れたというのがあります。

ただ、1件は改善というか、かなり倒壊しそうなものを一旦潰してシートをかけたというところなので、抜本的かというところではあるのですが、危険は回避できているというふうなところで、今、32件のうち3件が改善された状況であります。

○横田委員

主幹、山田町の倒壊しそうな空き家を見えていますか。本当に中も見えるし、ぼろぼろになっているので、あれは少し危険かなと、何かできるものであれば、所有者がわかっているのかどうかもわかりませんが、解消していただきたいと思います。

公明党の松田委員からもこの話があるようですので、私はここまでにしますけれども、ぜひ、空き家でいろいろな事故があって、あるいは倒壊して近隣に迷惑をかけたとか、かけるだとか、そういうことが起こらないように管理していただきたいといってもなかなか量的には難しいのですが、ある日ニュースで空き家倒壊でというのは聞きたくないニュースですので、よろしく願いいたします。

◎南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想について

次に、小樽市バリアフリー特定事業計画といって、いわゆる南小樽地区がバリアフリー計画に指定されているわけです。それで重点整備地区となっているわけですが、いろいろとたくさん書いてあるのですが、平成30年度から、例えば管理者である北海道旅客鉄道株式会社はこういうことをやる、それから小樽市はその道路照明灯の整備等に向けてやるという年次計画があります。もう一つは、北海道公安委員会も信号の調整だとかいろいろなことをやるわけです。

まず、30年度から、JRが4億2,600万円のお金をかけてやるようになっておりますけれども、この30年度に行ったJRの実施状況といえましょうか、どういうことをやったかというのをわかれば説明してください。

○（建設）角澤主幹

御質問のございました南小樽駅バリアフリー基本構想の公共交通特定事業計画というものがJRの施工分になりますけれども、JR北海道に確認しましたところ、まず当初の計画につきましては、平成30年度と31年度の2カ年で計画を予定してございましたが、30年度の地質調査の際に特殊地盤であるということが判明したため、追加調査に時間を要したことから、跨線橋の制作あるいはかけかえ、これがおこなわれている状況になってございます。このため、南小樽駅バリアフリー化の完了予定につきましては、32年度の見込みという形になってございます。

この中で御質問がございました30年度の実施につきましては、調査・設計と多機能トイレの設置工事、既存トイレの改修、ここまですべて完了する予定と聞いております。

○横田委員

若干おこなわれているというようなお話ですけれども、平成31年度の予定というのはどういうふうに聞いていますか。

○（建設）角澤主幹

平成31年度の予定につきましては、30年度には実施できなかった旅客上屋の撤去と新設、そして、跨線橋の製作を実施する予定と聞いております。また、跨線橋かけかえのための基礎工事までを実施する予定と聞いてございます。なお、32年度以降になりまして、跨線橋のかけかえ、新設、そしてエレベーターの設置工事という予定になっていると聞いています。

○横田委員

先ほど少しお話したことによると、平成30年度分の補助金は3,500万円ぐらいでしたよね。それはまだ執行していないということなのですね。

○（建設）角澤主幹

平成30年度当初から予算づけしておりました3,500万円につきましては、繰越明許ということで手続を行ってござ

いますので、こちらの執行はしていない状況になっております。

○横田委員

南小樽駅に関しては、道路と段差があったり、いろいろ利用者がしっかり使えるようにJRと協議をしていただきたいと思います。

それから、道路特定事業計画というのがありまして、これは小樽市が管理しているわけですが、これの平成30年度の実施した概況をお知らせください。

○（建設）建設課長

道路特定事業の実施状況、進捗状況などにつきましては、平成30年度は、市道住吉線の中央分離帯に道路照明がありますけれども、老朽化が著しく、また、市民からは照明自体が暗いとか、あと、あそこに街路樹があるのですが、街路樹に隠れて遮っているなどと、そういうような声が寄せられているものですから、高さを既存の5メートルから10メートルのものに、また、照明自体も水銀灯からLED照明に変更したもので、合計6機の更新をかけております。

○横田委員

5メートルのものが10メートル、すごいですね。この辺は病院がもちろんありまして、夜間というか夕方でも通う方等がおられるので、バリアフリーというか、普通の一般の方の安全面でも、そういった改修、あるいは整備は必要かと思えます。

平成31年度あるいは32年度には、どういった事業をやっていかれるのでしょうか。

○（建設）建設課長

平成31年度の予定といたしましては、28年度に市道住吉線を調査したときに発見したのですけれども、視覚障害者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックと呼ばれているものが、現地で確認しただけでも10カ所程度の部分で欠けていたり、あとはぐらついたり、また一部の区間で点字ブロックが未設置の区間もあったものですから、31年度につきましては、その点字ブロックの補修であったり設置、あとは交換などを予定しております。

32年度につきましては、市道住吉線と大通線の交差点の一部の区間において、市民の方から横断歩道が渡りづらいというような要望もあったものですから、交差点の一部の区間の縁石の取りかえとか、あと舗装のすりつけなどの一部改修を予定しております。

○横田委員

図面を見ますと、ずっとつながっているのではなくて、ちょんちょんとなっているのですけれども、この部分を補修するということですね。点字ブロック自体はつながっているのでしょうか、そんなことはないのですか。

○（建設）建設課長

住吉線自体には歩道両側に既に点字ブロックが設置済みなのですが、この図面の点在しているところにつきましては、見ただけでもその部分は明らかに老朽化というか、欠けていたり、ぐらついたりというところを図面に落としているものでございます。

○横田委員

まさしくバリアフリー化の重要な点字ブロックの設置ということですので、早急に直していただきたいと思えます。300万円ぐらいですか。

それともう一つは、今、JRと小樽市を聞きましたけれども、北海道公安委員会も交通安全特定事業計画というのをこの地域でやるようになっていますが、これは平成30年度から33年度までやるのです。これについて少し説明してもらえますか。

○（建設）角澤主幹

ただいま御質問のありました北海道公安委員会が行います交通安全特定事業計画につきましては、その事業概要

として、歩行者の青信号を横断歩道の長さや障害者、高齢者等の歩行速度に合わせて設定するという事業概要になっているものでございます。

今のところ、北海道公安委員会からは、その設定を変えたですとか、そういった情報、報告はいただいている状況になっております。

○横田委員

公安委員会が平成33年度までですから、もう少し時間があるのですけれども、昨年の3月にこの計画ができて、着々と進んでいるということですので安心しております。

協議会も3回ぐらいやられたようです。実際にまちの中を歩く「まちあるき」ということもやられて、各事業者が検討しているようですが、これはもう計画ができたからもうやらないということで、3回目が最後で、29年1月にやっているのですけれども、これ以降はもうやらないのですか。

○（建設）角澤主幹

このバリアフリー基本構想につきましては、平成29年3月にできたことを踏まえまして、この構想をつくるための協議会ということでの設定でございますので、この協議会自体は今後行う予定ではございません。

○中村（吉宏）委員

◎除排雪について

まず、除排雪に関しての質問を先にします。

ことしの冬の除排雪、降雪量が少ないということもありながらも、当たり前ですけれども、バスの運行も正常に、また、道路除排雪も先取りでやっていただいたということで、おおむね市民の満足度は高かったのではないかと思います。片や課題として、歩道の除雪、それから置き雪対策、こういったところが問題になるかと思っておりますので、この観点の質問をいたします。

まず、歩道の除雪なのですけれども、一応、予定している箇所ですとか延長ですとか、そういったものがどのぐらいあるのか。また、いわゆる除排雪できたところがどのぐらいあるのかというのを示せる範囲で示していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

歩道除雪につきましては、延長で申しますと、市内全体、計画で112キロメートルということですので。路線数は約190カ所という形になっております。

実際、歩道除雪路線で位置づけているところは、おおむねやれたということで認識はしているのですけれども、ただ、一部の部分的なところにおいては、段差ができたりですとか、そういうところは少しあったということで認識しております。

○中村（吉宏）委員

結構な距離があるのかということですのでけれども。

一部のところで段差、確かにそうなのです。多くの市民の方から、こういった歩道のしっかりとした除排雪の要望が上げられているところです。

私は冬、雪あかりの路などに関わるのですけれども、例えば一般市民の方が通られるところ、また観光客が通られるところ、特に市道浅草線あたりは多く雪が積み上がってでこぼこの状況だったり、あるいはバス通行に関しても、バス停付近もなかなか歩みにくいという状況があるのですが、こうしたことの解消に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

委員御指摘のとおり、歩道の一部が少し歩みにくい状態だということにつきましては、各除雪ステーションで

実態把握といえますか、ここはこういうふうに余りよくなかったという、まず現状を把握した上で、今後どういう取り組みができるかということについては対応を考えていきたいと思っております。

部分的には人力の段差解消という作業もありますので、そういう対応ができるかできないかということも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

現状をよく把握していただいているということかと思えます。

市長の施政方針にもありますけれども、やはり観光がこれから一つの作業の基軸でありということで、観光客に対するおもてなしという観点も含めて、観光客が通られるところも除排雪といえますか、歩道の確保というのも非常にこれから重要かと思えますので、またこういった歩きにくいですとか、バスを利用される方の本局前のバス停などは非常に利用しにくい状況でした。公共交通を担っていただいている北海道中央バス株式会社ですとかジェイ・アール北海道バス株式会社ですとか、こういったところにも苦情や要望などが入っているかと思えます。

こういったところもしっかり意見を拾っていただきたいと思いますが、この辺、連携などをとっていただくという観点でいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

今お話がありましたように、公共交通、中央バスを中心とした関係者の方とは定期的に打ち合わせの機会を設けておりますけれども、そこをさらに細かく、こういう部分がこうだったというところを抽出していただいて、今後どういう対応ができるかということについては、引き続き打ち合わせをしていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

よろしくお願ひします。

次に、置き雪の問題なのですが、これも市民の方から多く要望が寄せられます。グレーダーが除雪をしていって、かたい雪が家の前に置かれていて処理ができない、困ると。高齢化も進んでいる本市の状況ですと、こうした声も多く聞かれるところですが、こういうことに対しての対策、少し抽象的になるかもしれませんが、どのようにお考えなのか、まずお示しください。

○（建設）維持課長

まず、除雪後の置き雪につきましては、やはり広い地域を限られた時間で作業を実施しているということもありますので、まず各家庭の間口にある置き雪については、各家庭で処理をしていただくように御協力をお願いしているということは御理解いただきたいというふうに思っております。

ただ、やはり超高齢社会を迎えまして、こういう置き雪対策に関するニーズが非常に高いということは我々認識しており、今、福祉部で行っております福祉除雪制度がありますので、その制度が、確かに周知はしているのですが、十分に浸透されているかということについては少し疑問が残るところでありますので、この辺の情報発信の強化ということですか、置き雪をできるだけ少なくする方法等、どんな方法があるのかということについても、除雪業者とよく話し合いをしながら課題として検討していきたいというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

今、除雪の方法、それから福祉除雪というお話がありました、これも対象者ですとか回数ですとか、いろいろな利用に制限があると思うのです。全ての困難者の方を解消するというわけにはいかないと思えますけれども、こういったものも少し充実させたりですとか、回数とかも含めてどういう状況なのか示していただけませんか。

○（建設）維持課長

福祉部で行っております福祉除雪につきましては、対象がある程度限定されておまして、市民税所得割が非課税の方ですとか、市道の除雪路線に面していて敷地内に融雪設備を設置していない世帯というのが対象の条件で、かつ高齢者のみの世帯ですとか、いろいろな条件があるということでは、どうしても全ての方を拾う制度にはなっ

ていないというふうには思っております。

ただ、比較的元気な方につきましては、できましたら除雪後の置き雪、程度にはよるのですけれども、ある程度協力していただければ円滑な除排雪作業を進めることができると思いますので、その辺については御協力をお願いしたいというふうには思っております。

○中村（吉宏）委員

会派によっては冷たいのではないかという声も出そうな答弁だと思いますけれども、もう少し何か、例えば地域を絡めていくですとか、困難者に対応できるような訴えかけとか、そういった少し積極的な取り組みを建設部でもやっていただくのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

確かに置き雪の程度というのは、相当、皆さんにとっては課題になっていると、高齢者にとってはかなり課題になっていると認識はしております。例えば、特定の地区において、置き雪をある程度少なくする方法はどんな方法がいいのかということでは、地域と一緒に考えて、例えばこういう除雪方法、排雪方法であれば全体的にシーズンを通して余り負担をかけないのではないかというような仕組みづくりといたしますか、その辺は少し話し合いながら進めていきたいというふうには考えている次第です。

○中村（吉宏）委員

今、除雪の方法ということですが、特にお声をいただくのが、グレーダーがまくっていった重い雪が両脇に積まれているということだと思うのです。例えばその方法論、私は技術的には素人ですが、その削る雪の量を少し降雪の量に合わせながら調整をして、薄くしながら、どけやすいようにしていきつつ、また、排雪もことしのように充実していくのであれば、その排雪のタイミングも絡めて調整をするという方法もあるのかなと思うのです。

自然の状況もちろんありますけれども、自然の状況を見ながら技術的なケアをしていただくというような方法も取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

今、委員が御指摘のように、シーズンを通した作業方法というところでは検討の余地があるのかというふうに思っております。ただ、どうしても雪は横に置くか下に置くかという選択肢になってしまいます。薄く削るとどうしても下が厚くなる。暖気になると緩んでしまう。そういうような悪循環を繰り返してしまいますので、シーズンを通してどのような管理が皆さんにとっていいのかというのは、いろいろ模索しながらやっていかなければならない問題かと思っておりますので、その辺については今後の課題ということで受けとめさせていただきます。

○中村（吉宏）委員

一応、いろいろ試行錯誤しながら取り組んでいただけるという認識でよろしいですか。

○（建設）維持課長

どこまで取り組めるかということで、現時点ではお約束できないのですけれども、その方向では前向きには少し考えていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

ステーションの皆さんとも協議していただきながら、ステーション会議も復活したということですから、ぜひ取り組んでいただきたい。

それと、地域の方を絡めてということですが、働く世代の方たちでしたら、朝起きて自分の家の前の雪もどけて、グレーダーが積み残していった雪もどけて、やっと仕事に向かえるというような状況かもしれないのですが、そういったことでも助け合いのことで、こういった置き雪、自分で片づけてくださいではなくて、助け合ってくださいという訴えかけを、逆に建設部から地域に向けて発信もしていただければと思いますけれど

も、いかがですか。

○（建設）維持課長

私どもも正直、ホームページ、除雪日より、除雪懇談会で事あるごとにお話はさせていただいています。ただ、どうしても万全の理解が得られるかという、なかなかこの置き雪問題に関しては非常に難しい問題がありますけれども、そういう情報の発信の徹底といいますか、強化というのは大事な視点だというふうに思っておりますので、来年度また考えていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

ぜひ、よろしくをお願いします。

◎都市計画マスタープランについて

続きまして、都市計画マスタープランの関連の質問をいたします。

まず、第1次の都市計画マスタープランが策定されたのがいつなのかを示してください。

○（建設）半田主幹

第1次のマスタープランが策定された時期につきましては、平成15年2月でございます。

○中村（吉宏）委員

それで、今、策定に取りかかっているということですが、これは次、策定されて実際に実行されていくのは平成32年度からということでしょうか。

○（建設）半田主幹

現在の都市計画マスタープランの計画期間が2010年代の後半までとなっておりますので、第2次都市計画マスタープランにつきましては、平成32年度からということになります。

○中村（吉宏）委員

この都市計画マスタープランは、定期的に見直しをするということで認識してよろしいですか。

○（建設）半田主幹

見直しの時期につきましては、先ほど申し上げましたように、計画期間の終了を迎えるということがまず一つ、あとは総合計画の基本構想の改訂がございましたので、この時期に合わせて見直しということでございます。

今後につきましては、総合計画の見直しが10年ごとに行われる、改訂が続けられるということでございますので、その総合計画の改訂に合わせて、都市計画マスタープランの見直しも行っていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

この都市計画マスタープランなのですが、いろいろ調べていくと、果たして実効性というのがあるのかなと。新年度の予算は900万円ついているのですが、実効性があるのかというのをいろいろ調べていけば非常に疑問に残るのです。

今、総合計画のお話もありましたけれども、総合計画と統合していくということは不可能なのですか。

○（建設）半田主幹

総合計画との統合という御質問でございますが、この都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2に規定されておまして、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとしてされております。この法令に基づきましてマスタープランを策定しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

確かに、根拠法令が都市計画法第18条の2なのです。他都市も都市計画マスタープランを策定はしているのですが、必ずしもプランをつくれとは法令上書いていないようなのです。やり方としてはいろいろあるのかと考えるのですが、いかがでしょう。

○（建設）半田主幹

この都市計画マスタープランは、対象地域を都市計画区域というふうに定めております。道内でこの都市計画区域を定めておりますのは99市町ございまして、そのうちこのマスタープランを策定しているのが92市町というふう

に伺っております。
道にもお聞きしたのですが、この定めるものとするというのは、もう定めなければならないものだという解釈でいるのだということでございますので、その旨、御理解いただいて、この方向で進めさせていただければと考えております。

○中村（吉宏）委員

そういうことなのでしょうね。

都市計画の方針を示す都市計画マスタープランですけれども、都市計画全般に影響するという認識でよろしいのでしょうか。

○（建設）半田主幹

委員のおっしゃるとおり、例えば土地利用ですとか、道路ですとか、公園ですとか、そういったものの法の規制の関係ですとか、事業の実施に当たっての指針、方針となるものでございます。

○中村（吉宏）委員

そういうことなのでしょうけれども、だとすれば平成15年に策定をした都市計画マスタープランの中で、何か都市計画をこれに基づいて変更したですとか、本市の中でそういった事例があれば示していただけませんか。

○（建設）半田主幹

このマスタープランの中で記載があって、都市計画の変更が行われた事例につきましては、用途地域の変更が2カ所ございまして、これは朝里川温泉地区とオタモイ地区の用途変更、この2件がございまして。

○中村（吉宏）委員

その用途変更について、可能な範囲でこういったものだったのかを示してもらえますか。

○（建設）半田主幹

まず、オタモイ地区の用途地域の変更につきましては、変更前は第一種低層住居専用地域でございました。これを第一種中高層住居専用地域に変更してございます。このことにつきましては、市営住宅の建てかえの関係で、容積率の変更ということがありまして、この変更というふうになってございます。

それと朝里川温泉地区の事例につきましては、第一種住居から第二種住居に変更されております。これは朝里川温泉地域の振興を図るという目的で、この変更が行われているところでございます。

○中村（吉宏）委員

第一種住居から第二種住居に変更した朝里川温泉地域ですけれども、それによってどういう変化があるのでしょうか。少し示していただけませんか。

○（建設）都市計画課長

第一種住居地域ですと、ホテルは3,000平方メートル以下のホテルしか建てられないと。それを第二種住居にしますと無制限になりますので、そういった変更をしているような状況になっています。

○中村（吉宏）委員

こういった用途の変更があると。

この用途地域ではなく都市計画全般のことについて伺うのですけれども、2カ所変えたということで、そのほか例えば必要性が挙げられていたりですとか、この間、変更をすべきだというような議論というのはほかになかったのですか。

○（建設）半田主幹

地区計画制度というのがございまして、富岡地区において都市計画の提案制度を用いて、この建築物の高さ制限、これを目的とした地区計画の決定がなされております。

○中村（吉宏）委員

そのほかにはないということですか。

○（建設）半田主幹

船浜地区と手宮地区、こちらについても用途地域の変更が行われているのですが、船浜地区につきましては、小樽港縦貫線の道路改良工事、これに伴って一部埋め立てがございましたので、それで変更がなされている。

あとは、手宮地区につきましても、手宮の岸壁の埋め立てがございまして、この際に用途地域の変更がなされているということでございます。

○中村（吉宏）委員

今挙げられて、用途地域の変更というと、朝里川温泉、オタモイ、それから船浜、手宮と 4 カ所ですけれども、これはそれぞれ前の都市計画マスタープランに基づいて、どういう点を基準として変更したのか、どの方針に従って変更となったのか少し示していただけますか。

少し伝わりにくかったようですけれども、例えば手宮地域でしたら「特色ある歴史やコミュニティを大切に、活気ある生活が息づく地域」ということで、それぞれエリアによっていろいろと、どういう地域を目指しますということが示されています。

つまり、こういったところにきちんと関連した地域、地区の変更だったのかどうかというのを示していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○（建設）半田主幹

例えばオタモイの用途地域の変更につきましては、都市計画マスタープランの中で、各地域の地域づくりの方針というものを定めております。その中で、公営住宅の建てかえについて、この地域づくりの方針の中で触れておりました、「中層共同住宅と低層住宅が調和し、生活利便施設なども共存する地区形成を進める」と、このように定めております。

このような内容で用途地域の変更をする際に、マスタープランでの書きぶり、その用途地域を変更する際の決定の理由等、これを照らし合わせまして都市計画の変更が行われているということでございます。

○中村（吉宏）委員

結びついているのだという見解ですけれども、例えば山手地域ですと、山手地域のとあるところに市の土地を購入して、太陽光発電の施設をつくらうとしている事業者がいます。こういった中で住民と今いろいろと問題になっているのです。

まず、この基本方針というのは、法的な拘束力等はあるのか。また、本当に実際に、もっと全域的に活用をされるような、そういう方針でつくっているのか。そして、今、小樽市がさらに抱えている港湾の開発と市街地の再々開発、これに向けての、今後、都市計画マスタープランがどういうふうな位置づけで出されていくのか、少しまとめて、飛び飛びの問題ですけれども御答弁いただければと思います。いかがですか。

○（建設）半田主幹

マスタープランを策定する上において、都市計画法でも定めているのですが、住民の意向を反映させる措置をとらなければならないという項目がございまして、都市計画法そのものが、国土の均衡ある発展を図るというようなことが書いてございまして、住宅地域であってほしい、地域の方々がそういうふうに見込んでいらっしゃる地域もございまして、小樽駅周辺であれば、にぎわいを求める方々もいらっしゃいます。その辺をよく、めり張りということになるかとは思いますが、そういったことを総合的に判断していく必要があるだろうというふうに考えておりま

す。

では、マスタープランが特に法令的に何か規制を課しているのかということと、あくまでも先ほど申し上げたように、方針を示しているところがございますので、直接的な表現にはなっておりませんが、何か先ほど申し上げた都市計画の変更だったり、事業を実施する際の方針になりますので、このマスタープランと照らし合わせて読み取れるような変更であったり、事業の遂行であったりというようなことが進められていくのだろうというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

今まとめたの質問だったので伝わりにくかったと思います。詳しくはあしたやりますけれども、規制が云々ということもそうですが、ここに書いてあるとおりの内容でまちづくりが進んでいるのかという観点でしたけれども、詳しくはあしたまたやりますので、質問は以上です。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

それでは、建設常任委員会所管の質問をさせていただきます。

この間、私としては、予算については今まで行ってきたものを踏襲し、新たな施策を加えていく。この足し算的な予算作成について見直しが必要ではないかということ事を事あるごとに質問してきたつもりです。要するに、今までやってきたことは当たり前としてしまって、新しい施策は加えなければならないという硬直した考えでは、これから財政がもつのですかという意味なのです。

それで、どこかで話されている集中と選択ではありませんけれども、限られた予算額の中で、とにかく今までどおりや前例を踏襲するのではなくて、一つ一つの見直しが必要と考えます。

そこでは、市民への説明も重要であると考えています。市長だけが、こう感じるから行う、私はそう思いませんという曖昧な言葉で説明するのではなく、御記憶ありますよね、これ。どこかで聞いた言葉ですよ。そうではなくて、きちんとルールを作成して、そのルールに従って、小樽市、そして議会、市民が100%納得までいかなくとも、このルールで行っているということを説明して、この場合、議会の場でも議論を行う必要があるのはもちろんですが、あるときには広範に市民への説明会なども考えたほうが、私はよいと思っています。

それで、ここにいただいた平成31年度の予算案のポイント資料がありまして、この項目から、その考え方や必要性をお聞きしていきます。

◎臨時市道整備事業費について

まず一つ目は、臨時市道整備事業費についてです。この建設常任委員会の関連としては、まずここに書いてある資料の2のIV「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）」のところになると思うのです。

まず、この臨時市道整備事業費について、過去5年間の予算の推移を説明してください。

○（建設）建設課長

平成26年度から31年度までの臨時市道整備事業の予算につきましては、26年度は4億500万円、27年度は3億6,800万円、28年度は3億6,000万円、29年度は3億6,000万円、30年度は3億5,000万円、31年度は3億5,000万円を予定しております。

○中村（誠吾）委員

そこでののですが、何度か私も、また会派からもこの費目については質問をしている経過があります。この費用は起債が認められまして、優遇されている事業と私は思っていますが、橋梁関係の費用もありまして、総額的な考えもあるとは思いますが、これは市民ニーズが多いことや市内の建設業者育成の観点からも、早期発注もそうなのですが、額をつくるということについての考え方をもう一度示してくれませんか。

○（建設）建設課長

臨時市道整備事業につきましては、平成26年度までは約4億円でしたが、27年度以降は3億5,000万円から3億6,000万円に推移しております。

この理由につきましては、27年度から交付金事業であります橋りょう長寿命化事業と道路ストック更新事業、この2事業を開始したことにより、道路関連事業全体の予算が膨らんだことが大きな理由でございますが、委員がおっしゃるとおり、市内の建設業者への発注のこともありますので、臨時市道整備事業として、最低でも年間20本以上の工事を発注するために、今後も同程度の予算を要望していきたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

具体的に答えてもらいましたが、何を言いたいかといいますと、私はこの間の質問で、起債の償還時に国からの補助金というか交付金というのですかね、全体の借金に応じて、そもそも国から予算措置されていると理解していたのです。

それで、ここからなのですが、運河周辺だけではなく、さまざまな市道があります。この臨時市道整備事業で、舗装だけの工事でもできるものと思っていました。それで、観光の面での除雪も新たに予算をつけ始めている経過なのです、そういう視点からの。そうすると、観光振興のための舗装整備という考え方はできませんか。

これは要するに、これまで、ともすればです、維持管理だけの視点で見てきた点もあると考えているのです。今言ったとおり、もう市長も考えを述べていますが、観光やまちづくりという観点からの、この臨時市道整備事業の一步踏み出した考えができないでしょうか。

○（建設）建設課長

臨時市道整備事業には、舗装と路盤、排水施設全てを整備する道路改良工事、あと排水施設のみを整備する側溝改良工事、あと委員がおっしゃるように、路盤と舗装のみを整備する舗装改良工事がございます。

舗装改良工事を行う主な理由といたしましては、舗装の穴やひび割れ、あとは舗装自体の摩耗です。そういうもの、確かに委員のおっしゃるとおり、維持管理の視点から大きいのは事実なのですが、整備路線の選定に当たりましては、老朽化などの緊急性のほかに路線の位置づけ、格付とか、あとは整備効果など、そういうような要素も考慮しておりますので、今後におきましても単純に維持管理の視点だけではなく、それ以外の要素も検討材料に加えながら、整備路線の選定を行っていきいたいというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

歩道いきなりパンダの絵を描けとか、市道にピンクの線を入れろと言っているのではないけれども、そういう視点を入れて、視点を変えていってください。穴だけ埋めていればいい、大事な仕事なのだけれども、今そういうふうに少し前向きな考え、見ていくという、全体にという考えをもらったので、よろしくお願いします。

◎貸出ダンプ制度について

次に、貸出ダンプ制度についてお聞きしたいのですが、「納得いただける除排雪を目指して」の除雪費で、今回議論されていますけれども、予算化されていない貸出ダンプで説明していただきたいところなのですが、これは毎年7,000万円程度の予算と理解しているのですけれども、まず聞きたいのは、この7,000万円の事業を行うのですが、私はずっと聞いています、市の職員が現地に行っていると思うのですが、これで延べ何人稼働していますか。

○（建設）建設事業室木村主幹

パトロールの稼働人員についてなのですが、こちらにつきましては、平日のパトロールにつきましては、1 班 2 名の 2 班体制で行っておりまして、41 日間で延べ 164 人となっております。土、日、祝祭日につきましては、1 班 2 名の 1 班体制で行っておりまして、19 日間で延べ 38 人、合計といたしまして延べ 202 人となっております。

○中村（誠吾）委員

私はかなりの人だと思っているのです。それで、苦勞されているのはわかります。

臨時職員を雇用して行ったこともあったと聞いています。それでは分担して職員が行うとしても、かなりの労力をとられていると私は思っているし、指摘してきています。この点についての認識はどのようにお感じですか。

○（建設）建設事業室木村主幹

今年度につきましては、臨時職員の募集を行いましたけれども、応募者がおりませんでした。

また、パトロール業務につきましては、私有地の雪出しや屋根の雪の排雪、そういうものに対しての一定の抑止効果があり、また、交通誘導員を配置しているか、ダンプトラックに適正な量を積み込んでいるのか、そういったものの確認も一定程度できたものと考えております。

しかしながら、延べ 202 人という人員が現場のパトロールを実際行っておりまして、通常の日常業務の中でのパトロールのため、業務や職場や職員への負担が大きいということも認識しております。人員の確保も非常に困難な状況となってきております。

このような状況を踏まえまして、今後のパトロールのあり方についても、抜本的な制度の見直しも含めまして、改めて検討が必要であるというふうには考えております。

○中村（誠吾）委員

抜本的に見直してほしいなと思っています。これからの改革を少し見守ります。

それで、貸出ダンプ制度は他の都市でも行っていると聞いていますが、一冬に 2 回以上行っている都市はありますか。

○（建設）建設事業室木村主幹

平成 27 年度なのですが、我々が確認した内容といたしまして、それぞれの都市におきまして助成制度や支援制度、パートナーシップ制度、呼び方はいろいろあり、そちらで運用方法の違いは出てくるのですが、回数につきましては、千歳市が 3 回、滝川市、深川市が 2 回、岩見沢市は制限がないというふうにお聞きしております。

○中村（誠吾）委員

思っている以上にあるのですね。私が調べられたのは 1 回しかないというのが多くて、それはそれで事実なのですから、わかりました。千歳市の 3 回はすごいなと思っているのだけれども。

それで、もう一つ聞くのですが、これは小樽市の特殊性ですけれども、小樽市は道路が狭く、4 トンダンプで行っています。それで、他の都市では 4 トンダンプの事例はありますか。

○（建設）建設事業室木村主幹

4 トンダンプの事例なのですが、千歳市や留萌市で 4 トンダンプを使用していると伺っております。

ただ、小樽市におきましては、地形上、特に狭隘で急坂な路線が非常に多く存在するため、4 トンダンプでの稼働頻度が多くなっているものと思われます。

○中村（誠吾）委員

そうですね。これはこの間、この各委員会でも聞いてきて、小樽市の特性は確認しておりました。

そして、これもありました。緑ナンバーと白ナンバーの手続、認可のことも含めて、いろいろと一昨年ですが説明していただきました。それで、本日はお聞きしませんが、私は今後行う検討の中で方向性が出てくればよいとは思うのですが、この小樽の特殊性など、今回は認識を新たにしましたが、そこをしっかりと今後、検討して

いく中で、それをもう一度我々にも示していただいて、他都市の状況を見て説明をしていただきたいと思いますと思っています。

◎都市計画マスタープランについて

それでは、貸出ダンプ制度については質問を終わりにして、都市計画マスタープランについてお聞きいたします。

先ほど自民党の中村吉宏委員からもあり、かぶるところはあるのですけれども、地域懇談会開催とあります。それで、毎回行っているとは思いますが、まずは直接市民の声を聞いて検討することは、私は大切だと思います。しかし、市民は自分の土地の価値やメリットを高める話が、やはり優先することがあると思います。それで、やはり自由な意見というか、一定程度自分の考えを何としても通したいという立場の意見も出てくることもあると思うのですよ。

要するに、懇談会で市民から自由意思を聞くのか、それとも小樽市が事前にまとまった考えを持って、それを市民に示していくのか、その辺が実はまだ私はわからないのです。それで、これ、はっきり言いますと、市民の皆さんから自由な意見だけということが進めれば、いや応なしに相当な時間がかかっていきます。しかし、今の市政の課題と財政状況の中で、効率的に物事を進めなければなりません。それは、一定の期間内で結論を出すことが必要ではないかという私の考えなのです。

それで、懇談会では、通常計画についての意見なのか、ともかく自由な意見を言ってもらい、それで終わりなのか、そしてホームページ上で質問と回答の形をとっているのか。このことについて、先ほど言った一定のスパンで進めることが必要ということも含めて、現在検討していることがあれば示してください。

○（建設）半田主幹

地域懇談会での意見の聴取の仕方、方法につきましては、地域懇談会では地域の望ましい将来像、あとは地域資源として活用したい、あるいは大切にしたいもの、あとは、こうすれば住みよいまちになるといった提案やアイデア、これを懇談会の中で伺いたいというふうに考えております。

このことについては、あらかじめ調査票を配付いたします。これに書いていただいた上で懇談会に参加していただくことを現在検討しております。

いただいた意見につきましては、地域別構想の中に市民の意向のまとめという項目を設けまして、主な意見を掲載するほか、御意見の趣旨を十分に踏まえながら、総合計画やマスタープランの方向性との整合性について十分検討の上、内容に応じまして、その地域別構想の地域づくりの目標、あるいはその方針などに生かしてまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

そうですか、調査票を配っているのですね。てんでんばらばらに来ているのかと思っていたものだから。行ってもわかるわけですね、事前に。そうではないと大変だね。

それで、地区別と先ほどおっしゃったのですけれども、幾つの地区で、それぞれ何回の懇談会を予定しているのですか。

○（建設）半田主幹

懇談会の地区数とその回数、何回開催するのかにつきまして、まず地区数につきましては、総合計画と同様に、塩谷地区、長橋地区、オタモイ地区、高島地区、手宮・中央地区、山手地区、南小樽地区、朝里地区、銭函地区の 9 地区とする考えでございます。

次に開催回数につきましては、懇談会では各地区 6 名から 7 名の方に参加いただいて、一堂に会しての開催を予定しておりますので、開催回数は 1 回を予定しております。

○中村（誠吾）委員

一堂に会してやるのですか。そこのところのイメージを示してください。

○（建設）半田主幹

具体的には、先ほど申し上げました 6 名から 7 名の方が各地区に分かれまして、グループごとに懇談していただくということを考えてございます。

会場につきましては、今、消防講堂を考えてございまして、グループごとで懇談していただく形を考えてございます。

○中村（誠吾）委員

◎公園について

それでは次に質問を変えて、公園についてです。

「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）」で、公園についてこれまでずっと質問をしているのだけれども、現在進めている公園施設の長寿命化計画とあるのですが、この補助制度は、見たら、いいところも多いと思いますが、他の都市では公園の指定管理者の制度を入れたりして、民間との協力体制で行っているものもあるのです。

それは何かというと、これらの計画制度では、今長寿命化計画は、遊具には補助金を出すけれども、例えばその周りに芝生を張りつけるとなると対象とならないということがわかったのです。これは、どうにも不可思議な制度だと思って理解しているのだけれども、その不可思議な制度に一定縛られた計画なのではないかと思っています。

ですから、公園整備を行うに当たっての補助金の制度内でしか考えない、と言ったら失礼なのだけれども、ここで縛られてしまっているのは事実なのです、この間。ですから、いろいろな制度を考えませんかということをお話しています。それが先ほど言いました公園の指定管理者制度などのことです。

今なぜ、などと言ったかということ、具体的には大都市で如実にあることなのですけれども、公園内の空き地を貸し出しています。また、花壇なども貸し出して、それで使用料をいただいている自治体が現実にあるのです。私は使用料を必ず取れと言っているのではないです。ボランティアだとか気持ちのために植えてくれている人はたくさんいますから。そこから使用料を取るといって、そんな鬼みみたいなことを言っているのではないのだけれども、大都市では現実にそういう考えも入れているところがあります。そうすると、それによって補助制度に固執せずに公園の維持を進める検討ができるのではないかと思っていますのです、少しでも。

ですから、もちろん指定管理者制度を押しつけるつもりはさらさらありません、私の立場で。ただ、今までの方法以外での検討を何かできませんか。

○（建設）公園緑地課長

今までの方法以外での検討はないのですかについて、委員のおっしゃっているとおり、公園施設の長寿命化計画に基づく補助事業で整備できる施設は、本市の公園規模では基本的に遊具のみとなっております。今まで、ほかの施設の一定的な維持管理に課題を持っておりました。そのため、補助事業による遊具更新と、あと維持管理の時期等をあわせ、一体的な整備に取り組んでいきたいと考えてございます。

ただ、来年度には、整備効果をより発現させるために、市民が望む公園の姿を調査することとしております。

○面野委員

◎公園整備について

それでは引き続き、公園整備についてお伺いさせていただきます。

まず基本的なことですけれども、都市公園安全・安心事業費についてお伺いしたいのですが、都市公園の定義と市内の都市公園の数についてお示してください。

○（建設）公園緑地課長

都市公園の定義でございまして。都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置した公園のことです。

す。本市では、全部で91の公園が設置されてございます。

○面野委員

それでは次に、この都市公園安全・安心事業費についてなのですが、これは先ほど遊具の整備だとかというお話が出てきましたけれども、改めてどのような事業なのかお示しいただけますか。

○（建設）公園緑地課長

どのような事業かということで、老朽化した公園施設の更新やバリアフリー化を進めることによりまして、利用者が安全かつ安心して市内公園を利用することができるとともに、公園の利用の増進を図る目的で、小樽市公園施設長寿命化計画に基づきまして、国からの交付金により、公園施設、主に遊具でございますが、それとあとはトイレのバリアフリー化の整備を実施する事業であります。

○面野委員

そこで次に事業費の推移なのですが、平成29年度から31年度までの3年間をとりあえず私が確認してみたところ、30年度には1億1,130万円の当初予算が計上されておりました。

31年度は3,990万円で、30年度と31年度を対比すると、31年度は約35%の予算規模で縮小しているのですが、まずは30年度の1億1,130万円でどのような整備事業を行ってきたのか、その内訳をお示してください。

○（建設）公園緑地課長

平成30年度の事業費の内訳ということで、遊具等の更新に8公園、あとトイレ等のバリアフリー化で2公園、合わせて1億1,130万円でございます。

あと、公園の名前としましては、みどり公園、若竹公園、こおろぎ公園、朝里中央公園、しらかば公園、あけぼの公園、蘭島駅前公園、平磯公園の8公園。あとトイレのバリアフリー化は2公園で、銭函中央公園と平磯公園となっております。

○面野委員

それでは次に、予算規模が縮小となった平成31年度。こちらの予定している整備事業の内訳と、また30年度の1億1,130万円から予算が縮小している主な理由についてお答えください。

○（建設）公園緑地課長

平成31年度の概要といたしましては、遊具の更新7公園でございます。あと30年度と31年度の予算減額の理由でございますが、30年度は遊具更新のほかに、トイレ等のバリアフリー化をあわせて実施してございました。それが減額の部分の大半でございます。

○面野委員

平成31年度は遊具の更新は7施設行うけれども、ことしはトイレ等のバリアフリー化は行わないので減額というか、少なくなっているという認識でよろしいんですね。

次に、市内の91ある都市公園の中で、トイレが設置されている公園は何件あるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

市内の都市公園でトイレが設置されている公園は61公園でございます。

○面野委員

そのうち、公園施設長寿命化計画の中で、トイレのバリアフリー化を計画している公園は幾つあって、また、その中でまだバリアフリー化されていない施設というのはあるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

トイレのバリアフリー化を計画している公園は61公園の中の6公園でございます。現在5公園終わっております。あと、されていない公園は61公園から6公園引いた55公園となっております。

○面野委員

計画にある6公園のうち、5公園が既にバリアフリー化になっているというふうにお伺いしたのですが、平成31年度はバリアフリー化の事業は行わないということなのですが、残り一つはどこの公園で、また、それがいつバリアフリー化を実施する予定なのか、予定があれば御説明いただきたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）公園緑地課長

残りの公園といたしまして、朝里川公園の右岸トイレでございます。平成34年度までの長寿命化計画の中では、当初34年度にトイレのバリアフリー化が計画されてございます。

○面野委員

地域の御意見とかは、私はまだ把握していないのですが、平成30年度にバリアフリー化を2公園、多い数字だと思うのですが、予算額も多いですが、ことし行わない何か特別な理由というのはあるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

国の整備の問題だとは思いますが、バリアフリー関連の補助制度が平成30年度で1回切れるということで、それから先、毎年という形にはなってございません。

○面野委員

これはまた最後のほうで触れるので、質問を進めさせていただきます。長寿命化計画の進捗状況についてお聞きしますが、まずはこの長寿命化計画の目的を御説明していただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

目的でございますが、公園の利用者の安全確保及びコストの削減の観点から、公園施設の適切な修繕や更新、バリアフリー化などの取り組みを推進することを目的としております。

○面野委員

それでは、私も長寿命化計画の中身を見させていただきましたが、計画対象公園施設が4,653施設となっておりますけれども、現在もこの施設数に変わりはありませんか。

○（建設）公園緑地課長

計画対象公園施設の箇所数で、確かに長寿命化計画は半分がたちまして、当初の施設数より撤去された施設も結構ございます。なのでしっかり把握してはいないのですが、この数よりはかなり少なくなっております。

○面野委員

次に点検調査、既存資料をもとにこの施設の劣化状況、安全性に対して、四つのランキングがされています。AからDということですが、Dが一番悪い状況で、「早期に修繕（更新、改築）が必要とされるもの」ということになっておりますけれども、このDランク、Cランクで修繕が必要な遊具は現在どういったような状況になっておりますか。

○（建設）公園緑地課長

これから先、平成31年度から34年度で30公園ございます。その中で施設数は126カ所。Cランクの数はその中の約半数の60カ所ございます。

○面野委員

以前に立て続けに公園遊具の劣化によって事故が起きた賠償請求というか、お支払いをしたということがたしか2件ほどあったと思ったのですが、その遊戯施設はこの判定基準でいうとどのランクに属していたものだったのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

事故があった公園のランクということで、1件はバイビュータウン中央公園のブランコ安全柵で、Cランクでございます。

もう 1 件は朝里川公園左岸の木製ブランコで、B ランクでございました。

○面野委員

それでは次に、計画の中で公園の気になる箇所や要望についてアンケートを行ったという調査結果が載せられているのですが、計画策定から 5 年間たちましたが、このアンケートの希望に添った整備というのが、具体的にどのような要望で、どのような整備に至ったかという、具体的な例があればお示しください。

○（建設）公園緑地課長

具体的な要望と整備の関係で、アンケートの中身では、遊具が古い、魅力的な遊具が欲しい、トイレの使い勝手が悪い、休養施設の充実などが上位にございました。

これを受けまして、複合的な遊具、あと多目的のトイレなどを公園の種類や地域に応じて整備してございます。

○面野委員

それで今定例会冒頭の市長提案説明の中で市長がおっしゃっていたのは、ことしは七つの都市公園の遊具更新に対して、地域の意見を聞き取るというふうにおっしゃっていたのですが、まずこの七つの公園とはどこのことなのか。また、市長の言う地域の意見を聞き取るという方法については、どういった方法を採用して地域の意見を収集するのかお示しください。

○（建設）公園緑地課長

七つの公園と、あと聞き取り方ということで、七つの公園は、あかしや公園、新光にございます。うたすつ公園、銭函にございます。ござくら公園、桜にございます。しらゆり公園、銭函にございます。あじさい公園、オタモイにございます。しあわせ公園、幸にございます。あと幸中央公園。以上が七つの公園でございます。

あと聞き取りの方法、取り方といたしましては、アンケートによる案を示してという形になります。

○面野委員

それではいろいろ今、具体的なお話、細かいことをお聞きしたのですけれども、この計画が後期を迎えているわけですが、いろいろと課題もあるのかというふうに見受けられました。そこで、まず現在、進捗状況を鑑みたときに、計画の見直しを行う必要があると考えているのか少し伺いたいです。

その中身としては、先ほどトイレのバリアフリー化について、まだ一つ残っていて、国の補助メニューの関係でできていない、そのほかまだ 61 個ある都市公園のトイレが設置されている公園の中でバリアフリーになっていないものもあるので、その辺の今後のバリアフリー化へ向けた見解など。

あと、遊具の先ほどの事故のことでお答えされていたのですが、B ランクでも事故が近年起きているということで、やはり調査してから 5 年たっているので、もしかすると当時は A だった、B だったというものが、少し時がたって劣化するとか整備が必要になるとかということもあるので、この辺のまたランクの見直しなども含めて、全体的に計画の見直しというか確認なども必要な時期なのかというふうに思うのです。いろいろと詰め込んでしまいましたが、その辺トータル的に計画の見直しというのはどのようにお考えですか。

○（建設）公園緑地課長

委員のおっしゃるとおり、この遊具更新工事は、国費の関連で実施箇所が結構左右される事業でございます。順当に平成 34 年度に終わらしても、想定では何公園が残るということが十分想定されますので、計画の延伸というのは必要なかと考えております。まさにトイレの関係にいたしましても、補助の関連、国のメニューの観点から、今はとまっているのですが、再度新たなメニューも始まるかという情報も少し得ております。

そういう形で、最終的には長寿命化計画、新たな部分で進めるという形におきまして、変更は必要かと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 37 分

再開 午後 3 時 00 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

他の委員と重複している点については、確認の意味で質問いたします。

◎特定空家等住宅除却費助成制度について

ことは雪が少ないながらも、昨年度と比較し、除排雪が大幅に改善されたことから、皆様からの喜びの声を多く耳にします。しかしながら、2月の末から気温が上昇し、屋根からの落雪事故が多く発生し、市外ではお亡くなりになった方もいらっしゃいます。

そこで最近、市内のあちこちで落雪の危険喚起の看板を目にしますし、立入禁止の文字が印刷されたテープが張りめぐらされている家屋を何カ所も見かけます。そのほとんどが空き家と思われる家屋でした。この問題は、他都市と比べて空き家が多い我が市における喫緊の課題です。そして、私も現実に空き家からの落雪の相談を受けたケースが複数あります。

そこでこのことから、今までも何度も質問させていただいていますが、危険な空き家等の解体工事に係る費用の一部を補助する、特定空家等住宅除却費助成制度について再度伺います。

これは平成30年度の新規事業として始まったものですが、31年度もこの事業は継続され、30年度と同一金額の300万円が予算計上されています。補助対象になる条件として、事前に特定空家等または不良住宅と判定される必要があるとのことですが、特定空家等と不良住宅との違いはどのようなものなのか、この点について伺います。

○（建設）山岸主幹

特定空家等と不良住宅の違いということですが、特定空家等とは、空家特措法に規定されている空き家でありまして、保安上や衛生上、または景観上など、近隣に悪影響を与えている危険な空き家のことであります。

また、不良住宅とは、住宅地区改良法に規定されている、居住の用に供することが著しく不適当な住宅のことで、簡単に申しますと、もはや住宅としての機能がなく、今後、住宅として使用するものが困難な状態の住宅をいいます。

○松田委員

それで、この助成制度の申請の有無は別として、市内には特定空家等と、それから不良住宅が何件くらいあるのか、その点についてお聞かせ願います。

○（建設）山岸主幹

特定空家等につきましては、昨年度に法による認定をしたものが32件であります。現在は32件となりますけれども、平成27年度の空家実態調査から危険と判定された空き家が386件ありまして、この助成制度につきましては、特定空家等と同等の状態のものも対象としておりますので、この386件についても調査結果次第では特定空家等と同等となる可能性があります。

また、不良住宅につきましては、住宅地区改良法で不良住宅が密集する地区の改良事業を行うに当たっての判定の定義でありまして、また、我々がやっている交付金自体が国の交付金の条件、不良住宅ということが交付金の条

件となっていることから、不良住宅の改良事業を行っていない本市では、市内の不良住宅の数字というのを抑えているということにはなっておりませんが、今年度の判定調査を実際に行った中では、特定空家等と同等のものと判定された空き家住宅の多くが不良住宅と判定されたことを考えますと、かなりの数の不良住宅が市内に存在しているというふうと考えております。

○松田委員

この助成制度は、所有者が小樽にいないとは限らず、所有者が死亡したために相続した関係で、市外に居住している人もいることから、住民登録が小樽になくても対象になるという御答弁をいただいておりますが、本年度の補助対象者の中に小樽市外の方がいたのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）山岸主幹

市外居住の補助交付申請者は 4 人おりました。

○松田委員

意外と多いなという感じなのですが、今後これも市外の方がふえてくるのではないかと思います。

申し込みは先着順となっておりますが、申請しようと思ったけれども、既に予算がなくて断らざるを得なかったケースとか、事前審査の時点で該当にならなかったケースなどの申請状況をお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

今年度につきましては、予算がなく断ったケースというのはありませんでした。それで、また事前審査で該当にならなかったケースというのはいくつありましたか。

○松田委員

それで、申請したけれども非該当になったもののうち、助成を受けずに、結局、自分で空き家等を除却したケースというのはいくつありましたか。この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）山岸主幹

先ほど申しましたとおり、該当に至らないもの、非該当のものは 3 件あったのですが、この 3 件とも自力で除却されておりましたか。

○松田委員

この助成制度は、危険度や緊急性よりも先着順で、しかも予算が達した時点で受け付け終了するというふう聞いておりますけれども、私が思うには、やはり今後は、危険度や緊急性も考慮する必要があるのではないかとこのように思っていますが、この点についての御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

先ほどから申しているこの助成制度の条件であります特定空家等と同等の状態ということと不良住宅、この二つに当たるものにつきましては、これに該当する時点で危険度や緊急性が高いというふうにご認識しておきまして、その中で優先順位をつけるということは少し難しいかというふうにご考えておられますか。

○松田委員

では、要綱によりますと、変更や取りやめるにも申請が必要だというふうになっておりますけれども、申請後、変更や取りやめたケースというのは今年度ありましたでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）山岸主幹

交付申請後に変更や取りやめがあったかということですが、変更も取りやめもありませんでした。

○松田委員

今年度も 30 万円で 10 件分、300 万円の予算計上となっておりますけれども、昨年度は募集 1 カ月ぐらいで、ほぼ予算額に達してしまいました。

そこで、申請状況や問い合わせ等の状況を把握して、必要であれば増額も考えていきたいという御答弁をいただ

いておりますが、この助成制度に対する問い合わせ等はどのくらいありましたでしょうか。その上で、新年度も同額の計上だったのか、その議論経過についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

今年度の助成に対する問い合わせは29件ありました。実際、その中から事前申請、これが16件ありまして、申請対象としたものが13件であります。その13件から10件の申請があつて、満度の10件分の補助金を交付したということとであります。

昨年5月1日から申請の受け付けを開始しまして、開始当初の1カ月の申請は好調でありましたが、最終的に、最後の10件目の申請を受け付けたのが申請の締め切り月の12月ということであり、ほぼびったりという状況でありました。

こういう状況を踏まえますと、新年度すぐに増額という判断にはならなかったことから、来年度に向けましても同額の計上になった次第であります。

○松田委員

それで、この事業を継続する中で見えてきた課題だとか、そして平成31年度も継続するに当たって、昨年度との変更点はありますでしょうか。あればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（建設）山岸主幹

継続するに当たって、今年度との変更点、来年度は同じ形でやりたいというふうに思っておりますけれども、継続する中で見えてきた課題といたしますか、まだ初年度で完全に課題が洗い出されているというわけではありませんが、先ほど委員からも質問があつて答弁させていただいたのですけれども、予算に達した後に、通行人等に危害を与える危険度が高い空き家、こういう申請が出てきた場合どうするのか、どういう対応をするのかということが、やはり国の交付金を入れている助成制度でもありますし、すぐに予算措置できるとまだ言えるところには達していませんけれども、我々として何らかの対応を考えていかなければならないだろうというふうには考えております。

○松田委員

そうですね、やはり危険ということでこの制度があるわけですから、本当に後になってから先ほど言いましたとおり危険なものが出てきたときにどうするかという、やはりそういう対応も今後しっかり考えていただきたいし、中には補正をしなければならない部分も出てくるのではないかなど。まだ制度が始まったばかりで、今、御答弁いただいた中で課題もこれから徐々に見えてくるのではないかなというふうに思いますので、その点について考慮していただきたいと思います。

本年度の申請は5月1日からというふうになっていましたけれども、ホームページを見ても、新年度の募集要綱が掲載されていませんが、新年度の助成制度のスケジュールというのはどのようになっているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

新年度のスケジュールに関しましては、今年度と同様に5月から受け付けを開始しまして、12月まで申請を受け付けると、その前に予算に達した時点で受け付け終了というふうに考えております。

ただ、今年度につきましては、5月1日が10連休の真ん中に当たるものですから、受け付け開始は連休明けになるだろうというふうに考えております。

○松田委員

この助成制度は、個人の財産に対して税金を投入することで、全額個人で負担する方もおりますので、議論はいろいろあると思いますが、できれば次年度以降も増額等検討していただくことを要望して、この項の質問は終了したいと思います。

◎既存借上公営住宅制度について

次に、既存借上公営住宅制度について伺います。

新年度は749万1,000円が予算計上されています。この制度は、子育て世代の町なか居住を目的に、平成29年度から事業が開始され、予定では1年で10戸、総合戦略でも31年度までの目標は30戸と設定しています。

しかし、1年目は事業者への周知不足により事業者の応募が少なかったため、結局、1軒4戸の借り上げとなりました。事業開始2年目の本年は、事業者への周知を図りながらも、2年目での条件見直しは時期尚早と考え、制度を変えずに募集を行ったと聞いていますが、31年度の状況をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（建設）大門主幹

平成30年度の状況でございますけれども、今お話がありましたとおり、29年度から始まった制度でございます、29年度は民間事業者、オーナーからの募集が1軒4戸ほどあったところでございました。

30年度は、当初4月から5月末までの2カ月間で募集したのですが、応募していただける民間事業者がなくて1カ月間延長を図って6月末まで、トータル3カ月間募集をかけたのですが、残念ながら公営住宅として提供していただける物件がなくて、応募としてはゼロ件という状況になっております。

○松田委員

それでゼロということで、結局2年目にはなかったということなのですが、昨年6月の第2回定例会で質問したとき、建設部長は不動産関係団体の意見を踏まえ、国庫補助要件を考慮しながら制度の見直しについて検討していきたいというふうに答弁しておりました。

国庫補助要件とはどういう内容で、新年度については制度の見直しはしたのかどうか、その点について、あったとしたらどのような見直しを行ったのか、その見直しの内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）大門主幹

国庫補助要件と見直しとの関係ということになりますが、まず、国庫補助要件で改正、募集に当たっての、いわゆる条件緩和になることで、私どもで検討した部分は2点ほどございました。

まず1点が面積要件というものでございまして、これはいわゆる公営住宅法に定めます住宅の場合、子育て世帯、3人世帯としますと、40平方メートル以上が必要というふうになるのですが、私どもはこの既存借上住宅制度を50平方メートル以上、80平方メートル以下という基準にしております。ですから、ここも法令上は10平方メートル下げて40平方メートルまで下げることは可能なのですが、これに関しましては、やはり子育てという性格上、この50平方メートルを下げるのは少し好ましくないのではないかということで、ここについてはまず見送ったところでございました。

もう一つ国庫補助の絡む要件としまして、いわゆる耐用年数というものがございます。この場合ですと、公営住宅法では耐火構造住宅では70年、準耐火構造住宅では45年、木造住宅では30年というふうになっております。

それで、私どもは借り上げ期間を20年というふうに設定しまして、20年借り上げて、それでさらに耐用年数を維持できる住宅を募集するという形で考えていたのですが、そうしますと木造住宅の場合、築10年以内のものしか実は募集できないというのがこれまでの要件であったところでございます。この要件がやはり非常に民間事業者からすると応募しにくいというところもございまして、ここのところを私どもで今回見直しをかけさせていただきまして、借り受け期間を木造住宅に関しましては20年から15年に短縮しまして、そのかわり築造年数を築10年以内にしていて築15年以内まで応募可能というふうに変えるというふうに考えております。

そのほか、国庫補助とは関係ないのですが、見直しの中で、これまで4戸以上民間事業者から応募を出していただくというふうにしてきたのを、こちらやはりなかなか4戸というのが事業者側にとっても厳しいというのもありまして、ここも3戸に要件を下げるという形で新年度実施しようというふうに考えております。

○松田委員

それで少しでも多くの応募があればいいのですが、事業開始時点の予定では3年で30戸でした。本年度の予

算が752万円で、ほぼ同額の予算を計上していますので、新年度も募集戸数は10戸と思われませんが、このままでは目標戸数をクリアできないのではないかとというふうに私は少し懸念するのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）大門主幹

今お話がありましたとおり、こちらの制度は平成29年度から開始して、予定では29年度から31年度までの3年間で各年10戸ずつ、合計30戸の応募を提供いただくという形で考えておりました。29年度、30年度、お話がありましたとおり、2年間で4戸しかまだ提供いただけていないところでございます。

31年度が最終年になるところなのですけれども、今申し上げました制度の改正によりまして、できれば新たに10戸の申し込みというのをもちろん我々としては期待しているところではあります。ただ、そうなりましても、3年間で30戸という目標には残念ながら届かないという形にはなってしまうところでございます。

今後の既存借上住宅を含みます子育ての特定目的住宅についてなのですけれども、今、私ども市の、いわゆる直営の住宅で若竹3号棟、こちらにも6戸、子育ての住宅を設けたところでございます。

そして、現在の市営住宅の計画、長寿命化計画という10年間の建設計画は、来年が最後の年になりまして、新たに32年度から始まる新しい長寿命化計画を31年度、1年間かけてつくる予定になっておりますけれども、その中でこの子育ての特定目的住宅につきましても、今後どういう形で既存借上げを進めるのか、あるいは私ども市の直営とかでこういう住宅をどんどんふやしていくのか、そういうことも含めて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○松田委員

それで、1年目は6月にオーナーの募集を締め切っており、本年度は7月2日に募集を締め切っています。まだ予算が議決されていない中で、今の時点で示すことは難しいかもしれませんが、おおよそで結構ですので、新年度の募集スケジュールについてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）大門主幹

新年度の募集スケジュールでございますが、基本的な流れは平成30年度、29年度と同じになるのですけれども、まず4月当初から2カ月間、民間事業者、住宅のオーナーを募集するというふうに考えております。その後、庁内で既存借上住宅の選考委員会を設けまして、住宅は、いわゆる基準とかを審査いたしまして、基準に適合するということになりましたら、8月に入居者を募集するというふうに考えております。入居は10月1日を目途に進めていき、その後、国庫補助金を申請し、交付をいただくという、そういう形での流れを考えております。

○松田委員

現在この借上公営住宅に入居している方は4世帯いるということをお聞きしていますが、この4世帯の中で課題だとか、既存借上住宅の入居した後の課題だとか、そういう見えてきた課題というのはありますでしょうか。

○（建設）大門主幹

現在のところ、居住されている方及び持ち主の民間事業者、オーナーからは、具体的にいわゆる課題的な部分という声はいただけていないところではありますけれども、ただ、この制度が始まりまして、入居者の方も3年目になるところでございます。

それで平成31年度におきましては、オーナーと居住されているこの4世帯の方のお声をヒアリングという形で聞いてみて、どのような課題があるのか、どういうことを解決していかなければならないのかというのを私どもとして考えていこうというふうに思っております。

○松田委員

それで、この既存借上制度は他の自治体でも行われており、小樽市の場合は子育て世代がより少ない負担で利便

性の高い町なかに住めるようにと、そして民間の事業者が有する既存の賃貸共同住宅の空き住戸を市営住宅として借り上げて行っているものです。いろいろ課題だとか、今言ったように目標を達成するかどうかという部分が、全部入居されても目標の30戸には至らないわけですけども、どうか今後、スムーズに事業が進むように課題等を見いだして、さらなる努力をしていただきたいというふうに思います。

その点について、もう一回、見解を伺いたいと思います。

○（建設）大門主幹

今、松田委員から御指摘がありましたとおり、私どもも今回、目標を達成するのはなかなか難しいという状況もありますし、あと、先ほど申し上げましたとおり、新しい公営住宅の長寿命化計画をつくりますので、その中でもこの子育て住宅の将来的なあり方というものを考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松田委員

どちらにしても、少子高齢化の小樽として、子育て世代の応援というのは大事なことになってくると思いますので、これだけが子育て世代の応援のものではありませんけれども、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

◎都市公園安全・安心事業について

最後に都市公園安全・安心事業について伺います。

このことは面野委員も先ほど質問されていましてほとんどかぶっているのですが、再確認の意味で質問させていただきます。

今回は七つの都市公園において老朽化した公園遊具など、地域の意見を聞きながら更新するという説明があり、3,990万円の計上がされています。市内には公園が何カ所もありますが、それぞれの種別の説明と、箇所数についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（建設）公園緑地課長

公園種別の説明と箇所数でございます。まず、種類といたしまして、街区公園、これは公園の近くに住む住民の利用目的として最も身近な公園でございます、71カ所あります。続きまして近隣公園、これは主に近隣に住む利用者の利用を目的とした公園で、11カ所ございます。続きまして地区公園、これは徒歩圏内に住む住民の利用を目的としまして、小樽では6カ所ございます。最後に総合公園です。これは市民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用を目的とした意味で設けられております。これは3カ所ございます。合わせまして全部で91カ所の公園になります。

○松田委員

先ほど予算は今年度が1億1,130万円だったのに対し、新年度が3,990万円計上ということで、約3分の1に減額されています。この理由についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（建設）公園緑地課長

減額の理由でございますが、平成30年度は遊具の更新とトイレのバリアフリー化をあわせて実施しておりました。これの減額が大きかったということでございます。

○松田委員

今回更新するのは都市公園7カ所というふうになってはいますが、7カ所に選定した理由についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（建設）公園緑地課長

7カ所に選定した理由でございますが、本市は東西に長いので、市内を6地域に分けて、その地域バランスを考慮して公園施設の更新計画である長寿命化計画を立てており、その年次計画に基づきまして7カ所公園を選定してございます。

それから、箇所数におきましては、補助事業でありますので、4月の国費の補助額が確定してからが実際の実施数となる予定でございます。

○松田委員

先ほどお話がありましたけれども、地域の意見を聞きながらとありますが、どのような方を想定して地域の方と
言っているのか、この点についていかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

地域の方がどのような方ということで中身のことでございますが、まずは町会だとか、小学校、幼稚園、これは
実施する公園に一番近いところを選定してございます。その中で子育て世代の父母を対象として考えてございます。

○松田委員

あと7カ所となると、いつぐらいから更新を始めるのか、大まかなスケジュールが決まっていたら示していただ
きたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

例年でございますが、5月からおおむね3カ月から4カ月ぐらいを考慮しまして、順次発注というスケジュール
になってございます。

○松田委員

5月から3カ月くらいとなると、夏ぐらいに新しく更新されるということですね。

市長公約には、「子どもたちが安心して利用でき、癒やされる公園の整備」というふうに言っております。なかな
か子供たちが安心して遊べる場所が少なくなっていることから、これは大変重要なものだというふうに私は思っ
ています。子供たちの歓声が聞こえることは、私たちにとっても癒やしになりますし、親子が仲よく遊んでいる姿は
私たちにとっても喜びです。

ただ問題は、先ほど、けがされた云々というのがありましたけれども、子供たちが安全で無事故で過ごせる場
ということが大事だというふうに思いますが、これについては巡回など定期的な管理、点検が必要になってきますけ
れども、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

定期的な管理が必要という御意見でございました。その中で公園緑地課としましては、スケジュールなのですが、
5月の公園オープンと同時に、全市一斉の職員による施設と公園遊具の点検をまずします。続きましてすぐ、6月
月上旬に専門業者によりまして、遊具のみの点検をしてございます。それから7月、夏季休業前に職員による2回
目の点検作業に入っていきます。これまでも利用頻度の高い公園、これはパトロール要員がおりますので、その都
度、遊具の部分を確認する作業をしていくような形になっております。

○松田委員

この事業は、市長公約の「次世代をつくる」項に位置しておりますので、今後も継続的に公園の整備に努力を願
います。また、先ほど言ったように、無事故で過ごせるような、一番大事なのはせつかく癒やしの場だといいな
がらけがしたり事故があっては大変です。その点について御努力願いたいというふうに思います。

○齊藤委員

◎市営銭函住宅について

私からは1点、市営銭函住宅3号棟集会所の非常時停電対策関係経費45万円という部分について伺いたいと思
います。

まず、この事業概要と積算根拠等についてお示してください。

○（建設）建築住宅課長

まず事業内容についてですが、市営銭函住宅は、停電時には電動によるポンプが動かなくなるため、どの住戸も断水状態になります。そのことから、停電時にも集会室だけは給水されるように直圧化し、集会室で水を確保できる状態にするための工事であります。

積算につきましては、建築住宅課の技術職員の設計により算出いたしました。

○齊藤委員

今、集会室だけとはということなのですが、関連して伺いますけれども、市営銭函住宅については、集会室以外の一般住戸の部分については、給水方式はどうなっていますか。

○（建設）建築住宅課長

市営銭函住宅の一般住戸の給水方式についてですけれども、銭函住宅は別棟の受水槽室の中にあります受水槽に一度水をため、そこから電動の給水ポンプにより各住戸へ水を供給しております。

○齊藤委員

それで、きょうは昨年 9 月 6 日のブラックアウトがあった、地震があった日から 6 カ月ということで、犠牲となられた方には本当に心から御冥福を改めて申し上げますけれども、この昨年 9 月 6 日のブラックアウト時に、この市営銭函住宅では、その水の部分でどのような対応をされたのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

昨年 9 月の大規模停電により、銭函住宅以外につきましては、桜 E 住宅、桜東住宅、緑 A 住宅、稲北住宅、手宮公園住宅も断水状態となりました。そのうち、既に集会室が直圧化されております手宮公園住宅以外の 5 カ所の住宅へ建設部の職員を派遣し、受水槽手前のバルブから水を出し、入居者の方々に受水槽まで来ていただき、水をお配りしました。

○齊藤委員

そういう対応をされたということですが、停電ですから当然、銭函住宅はエレベーターがありますが、エレベーターもとまっているという状態で、市内いろいろなマンション等で非常に大変だったという声がたくさんあります。

この市営銭函住宅の居住者の方からの、何かそういった不満の声や要望等、断水はしていないのですけれども、水がそれぞれの住居で出ないということになるわけで、出るようにしてほしいとか、そういった声はなかったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

この職員派遣の際に、銭函住宅におきましては、その職員派遣について、もう少し早く来ていただきたいと、そういう話をいただきました。

○齊藤委員

私も市営銭函住宅に個人的に知っている方も何人もいらっしゃいますけれども、足とかに障害があつて、なかなかそういった水を持って階段で運ぶ、8 階の方のかもいますし、相当大変だったろうなという、それは想像にかたくな状態なのですが、そういったときに、具体的に居住者の方は水の運搬をどうされていたのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

銭函住宅に派遣した職員の話では、体が丈夫な方に手伝ってもらったりして運んでもらったと、そういう話を聞いております。

○齊藤委員

確かにお互いの近所付き合いといいますか、助け合いで何とか切り抜けたということでしょうけれども、一般住戸部分について、直圧式にすることはできないのかと。断水ではない、そこまで水は来ている、水道としては水は

来ているのに、それぞれの家で水を使えなくなってしまうということは、非常に歯がゆいというか、そういう状態ですので、何とかして直圧式を。

マンション等でもこのブラックアウト以来、そういった対応、直圧に切りかえるみたいなことが行われているようですが、公営住宅としてもそういった考え方、直圧に切りかえるというようなことは考えるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○（建設）建築住宅課長

一般住戸も直圧にできないかという御質問ですが、それについては、まず水道局との協議が必要であります。その中で技術的に各種条件を整えば可能となります。

それで、直圧化することにつきましては、多額の費用がかかることが想定されるため、災害時の市全体の対応の中で判断すべきことと認識しております。

○齊藤委員

ブラックアウトというのは、そうめったに、いつもいつもあることではないと思いますけれども、いろいろ条件によっては停電というのはあり得ることで、停電すれば毎回水が使えなくなるというのは、昨年 9 月 6 日の教訓としては、何とか改善をすべきことではないのかと、少なくともいろいろ検討しなければならないことは多々あると思います。そういった検討といえますか、必要性としては認められますか。

○（建設）建築住宅課長

市営住宅を管理する立場といたしまして、停電時でも入居者の不便を極力低減すると、そういうことは考えるべきだと思っております。

ただし、この一般住戸を直圧化するという点に関しては、もう少し慎重に進めていきたいと思っております。

○齊藤委員

もう一步踏み込んで、法令上そういうことをするに当たっての何か制限だとか、あるいは工事方法的なことだとか、あるいは費用、これが一番大きいかと思っておりますけれども、経費の部分について試算をされるということについては、行う考えはありますか。

○（水道）サービス課長

法令等につきましては、可能ということで率直にお答えしますが、幾つかの条件があります。それで幾つかの条件といえますと、直結給水には直結直圧給水とポンプで使う加圧給水と 2 種類あるのです。それで今のお話でいきますと、直結直圧給水、直圧で上げるというものに関しては、標準的には建物は 5 階建て、それ以上になるとまたポンプを使って直接 10 階程度まで上げるという状況になりますので、今の市営住宅のお話でいきますと、またポンプをつけないとならない。そうすると、またこのブラックアウトがありますと最上階では水が出ないというような状況になる箇所がございます。

全部が全部そういう場所ではございませんけれども、この銭函の市営住宅に関しましてはそういう状況になりますので、法律的には全然問題なくいけますが、方式が若干変わってくるということがございます。

（「必要性はありますかという部分は」と呼ぶ者あり）

○（建設）建築住宅課長

今の水道局のお話のことですが、加圧ポンプが必要だということで、それも電気によるものですから、ブラックアウトのときには、いずれも最上階には水が行かないということになりますので、今のところ必要性はないと考えております。

○齊藤委員

8 階建てですね。8 階建てですから、5 階程度までは何とかその直結直圧方式でいくけれども、その上の階については第 2 弾の加圧ポンプというのをさらにつけ加える必要があるということなのですが、そこら辺の部分も含

めて、2段階式になるのか、5階までの部分をまず確保して、その上はその次ということにするのか。

いずれにしても、これは経費も含めてですけれども、今すぐやれといったってそれは難しいと思うのですが、将来的にそういったことも含めて具体的に検討してもらおうと、検討していくというようなことはお考えにならないのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

5階建てとしましても、直圧化するという事は多額の費用がかかりますので、災害時の市全体の対応の中で何を優先するべきかと考えて判断すべきことと認識しております。

○齊藤委員

私は全くの素人ですけれども、常識的に考えても相当かかるのだらうなとは思いますが、そういった部分、これからの時代というのはやはり高齢者だとか、障害のある方だとか、そういったところの目線でいろいろなことを考えなければならないという、そういう時代だと思いますので、頭からできないのだということではなくて、ぜひ検討課題としていくという方向性の意識を持ってお願いしたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○川畑委員

◎除排雪について

それでは早速、今期の除排雪について、まず伺います。

ことは近年にない、降雪量が平年の約7割、そして積雪深も平年の約6割という情報が入っています。一巡目の排雪は、学校の始業時前に実施されました。そして2巡目以降は、少雪で雪解けが続いている状況にあります。

それで、今期の総排雪量は50万立方メートルを計画しているという報告でした。本会議では、総排雪量累計が2月17日現在でもって、昨年度は29万3,000立方メートル、それから今年度は31万4,000立方メートルと回答されておりました。

それで、平成29年度と30年度のこの2月末での総排雪量累計と除雪費の執行率をお知らせください。

○（建設）維持課長

御質問の件ですけれども、平成29年度は、実績の総排雪量で2月27日現在、1,000立方メートル単位で34万2,000立方メートル。除雪費の執行率は78%。30年度は、実績の総排雪量で、これは2月24日現在になります。1,000立方メートル単位で38万8,000立方メートル、除雪費の執行率は73%となっております。

○川畑委員

我が党の代表質問での答弁では、2月17日現在のステーションごとの実績排雪量と地域総合除雪予算は、ステーションによって執行率に大きな開きがありました。その要因について説明してください。

また、2月末での執行率をステーションごとに全体の状況を知らせてください。

○（建設）維持課長

御質問がありました執行率等についてですけれども、各地域におきまして、設計時における道路水準の割合、それから排雪の路線延長、また現場としてその時々道路幅員ですとか道路脇の雪山状況というのは、実際問題それぞれ異なっているということがありまして、一概にその時点での執行状況の相違というのを、要因を明確に説明す

るということは少し難しいということで考えております。

また、今年度の 2 月末までの執行率をステーションごとにとこの御質問ですけれども、地域総合除雪において執行を取りまとめました 2 月 24 日時点で比較しますと、排雪量は第 1 ステーションから第 7 ステーションまで順番に、68%、60%、91%、88%、85%、92%、89%ということで、地域総合除雪の予算に対してですけれども、順番に、84%、73%、93%、89%、91%、87%、86%となっております、第 7 ステーションの平均でいきますと、排雪量では 78%、地域総合除雪の委託費で 86%という状況になっております。

○川畑委員

それで、除雪と排雪の関係で改めて確認させていただきたいのですが、除雪について第 1 種、第 2 種、第 3 種路線ごとに水準を説明していただけますか。

○（建設）維持課長

除雪の水準につきましては、第 1 種路線はバス路線などの幹線道路ということで、出動基準はおおむね 10 センチメートルの降雪が見込まれるときや、がたがた路面等の発生時に出動ということです。

第 2 種路線は幹線道路と生活道路を結ぶ補助幹線道路で、出動基準はおおむね 15 センチメートルの降雪が見込まれるとき、それからがたがた路面の発生するときということでございます。

それから第 3 種路線は生活道路で、通常は施設管理ということですが、交通障害が発生した場合に除雪出動するというような基準になっております。

○川畑委員

市民の方から意見が聞かれまして、オタモイ 2 丁目の稲荷団地線、稲荷団地第 2 線、これは排雪ののぼりがよく立っていますと。自分の住んでいるところに比べると非常にうらやましいという話が聞かれました。

この御意見がありましたので、まず、排雪の水準にどのような種類があるか示してください。

○（建設）維持課長

排雪の水準につきましては、種別では 3 通りありまして、除雪路線の水準と全て同じということではないのですが、おおむね連動しているという状況になっておりまして、バス路線や交通量の多いところが排雪第 1 種路線、補助幹線道路系が排雪第 2 種路線、生活道路系が排雪第 3 種路線というような位置づけになっております。

○川畑委員

私もオタモイ 2 丁目のところを注意して見ましたが、確かに排雪作業中ののぼりが目につくわけです。この場所は、どのような条件でもって除排雪の回数が多いのか説明してください。

○（建設）維持課長

当該団地のエリアにつきましては、除雪第 2 種路線という位置づけになっております。今年度、2 月 24 日時点でおおむね 16 回の除雪が入っております。このときの時点で七つの除雪ステーションの平均出動回数は約 16.5 回であったということですので、おおむね平均の除雪回数だったのかということで捉えております。また、排雪は 2 月下旬に 1 回実施したという状況になっております。

なかなか比較という観点でいきますと、本市の道路は幅員ですとか沿道利用、それから雪おろし場の有無等、路線でいろいろ条件が異なっておりますので、単純な比較はなかなか難しいかというふうには捉えています。

○川畑委員

市民から見ると、自分のところと当然比較するわけですが、その目印となるのが排雪作業中というのぼりだと思うのです。こののぼりだけでは排雪の仕様がわからないわけですが、

こののぼりについて、例えば市の排雪だとか貸出ダンプ制度でもって排雪しているとか、そして任意契約でもって、その地域の人が事業者と直接契約して排雪している、そういう仕分け、区分があると思うのですが、それらを明示するということができないものではないでしょうか。

○（建設）維持課長

正直、これまで委員の言われるような視点というのは、余り御指摘がなかったかというふうには思っております。今後におきましては、市民にわかりやすいように、除排雪作業の見える化という視点は大変大切なものだというふうに捉えておりますので、まずは地域総合除雪における排雪作業から、来年度に向けてこういうことが事前に可能かどうかということについて、除雪事業者と継続して相談してまいりたいというふうに思っております。

○川畑委員

オタモイ 2 丁目が入り過ぎているという意味ではありません。結局は、のぼりを立てたり、あるいはダンプがあったり、除雪していたりすると、一番目のつくところなのです。長橋バイパスから見えるところだったので、そういう意見も市民から出てきたと思います。

それで、塩谷の緑ヶ丘町会の役員から訴えがありました。私は現地を見てきたのですが、その現地の交差点は雪山が高く、ミラーもよく見えない状態でした。小さな空き地だとか公園は雪山で埋もれていて、雪押し場がないために市道の脇や交差点に押しつけているというのが除雪の基本のようでした。

そして、塩谷のここからグリーンハイツ分線への通り道、抜ける道がありますけれども、その道路のほとんどが雪山、ほとんどというかその 1 カ所の雪山を高くされて、その間をやっと 1 台の車が置かれた雪の脇を通って通れるような、そんな状況でした。

ここはいろいろ、私が見ている中でも、学童が通る道路です。それで、この町会地域は、計画では排雪何種路線になって、排雪回数はどのようにになっているのか説明してください。

○（建設）維持課長

御指摘のありました緑ヶ丘町会につきましては、国道 5 号と接続する、中心となる道路については、排雪の第 3 種路線ということになっておりますけれども、それ以外の路線は特に排雪路線とはなっていないという状況であります。

実際この地域の状況を見ますと、雪押し場が非常に少なく、ある程度の時期になると、厳冬期になるとどうしても雪の置き場に困りまして、交差点の部分に除雪した雪を張りつけるような管理をしているのが正直な実態であります。

ただ、交差点の見通しというところは、我々も注意して確保しなければならないという観点でありますので、交差点の見通しが悪くなった時点で適宜、雪山処理を実施していると。平均で約 2 回やらさせていただいたというような状況になっています。

○川畑委員

小樽市内は、こういうような住宅が練檜して雪押し場もない団地というのは、それなりにあると思います。そういうところは大体第 3 種排雪路線ということで、排雪回数も少ないわけだと思います。

今、回答いただいたようなことなので、ぜひこういうところについては排雪回数をふやすべきだと思うのですが、それらについても見解を聞かせてくれますか。

○（建設）維持課長

排雪の回数につきましては、気象状況、それから道路の雪山状況等で判断していきますので、一概に何回入るといっては言えないのですが、我々がパトロールした中で、状況が悪くやはり安全が確保できないというふうに判断したときについては、適宜排雪のことについては検討していきたいというふうに考えております。

○川畑委員

それで、この団地の住民からは、かつて貸出ダンプを利用していただいていたのだという話が聞きました。2017 年度の制度見直しで対象外となって、市が排雪することになったと、そういう主張をしているのです。

それでこの団地は、貸出ダンプ制度の対象外として市が排雪するところになったのかどうか、その辺を聞かせて

くれますか。

○（建設）維持課長

この地区の路線につきましては、先ほどお話ししましたが、一部は排雪の第 3 種路線ということで、それ以外は特に排雪対象路線とはなっていない状況になっております。このため、現行の貸出ダンプ制度におきましては、この地区内の全ての路線に関して、この制度を利用することが可能というふうになっております。もちろん市としてタイミングを見て、排雪しなければならないという状況であれば考えたいと思いますけれども、貸出ダンプは利用可能ということになっておりますので、町会で御検討いただければというふうに思っております。

○川畑委員

貸出ダンプの制度見直しが2016年度から大幅に変更されてきたわけです。

それで、2016年度以降の主な改正点、変更点について説明していただけますか。

○（建設）建設事業室木村主幹

貸出ダンプ制度の見直しにつきましてはですけども、平成28年度につきましては、集合住宅の敷地内通路と雪堆積場の排雪を対象外といたしました。実施日数を5日から連続3日とするなどいたしました。

29年度は、申込書の提出者について、積み込み業者の代理提出を不可、幅員8メートル以上の道路については排雪幅を8メートルまで、排雪第2種路線につきましては対象外といたしました。

30年度につきましては、申込書の提出者について、積み込み業者の代理提出を認めることに変更いたしました。

○川畑委員

私があえてこれを聞いたのは、町会の方々の捉え方です。いろいろ聞いてみると、一つは、貸出ダンプ制度の転回場が1カ所で該当しないと思ったというのです。

それから2点目には、国道からの入り口の数軒が自分の町会ではなくてほかの町会の家があると。それで、ほかの町会の排雪までこの町会でやるのはおかしいのではないかという意見が出たと。それから、幅員8メートル以上の私道がある場合は、幅員8メートルまでというふうにされているけれども、排雪を幅員6メートルと言われたというのです。

もう一つは、自宅前の雪を排雪すると対象外になると、こういう意見が聞かれました。

それで、除雪懇談会に参加した町会役員の皆さんが、説明していることを正確に捉えているのかどうか、それから、除雪排雪体制について、きめ細かく説明していないのではないかと私は思うのですが、それらについて見解を聞かせてください。

○（建設）建設事業室木村主幹

今の川畑委員のお話をお聞きいたしますと、確かに町会役員の皆様におかれましては、正確に理解されているとは言いがたい部分もあるのかと思います。私どもとしましては、拙速な制度変更により、利用者の皆様に混乱を招いたことは反省しなければならない点であると考えております。

さらには、除雪懇談会などの場におきましても、今後、町会役員の皆様に制度内容を正確に理解していただくためにどのような方法があるのか、いろいろな方法を検討していきたいと考えております。

○川畑委員

地域の方は、変更点を誤解しているのだらうと思うのです。それで混乱もしているようなので、制度の内容を正確に理解してもらうことがこれからの必要な事項だと思います。

それで、市民の意見を聞きながら、抜本的な制度の見直しをしたいという市長の方針なのですけれども、その制度そのものを周知徹底することが先ではないのかと思うのですが、これに対する意見を聞かせてください。

○（建設）建設事業室木村主幹

これまでもホームページや御利用団体へ手引きの送付などの周知を行ってまいりましたが、制度そのものの周知

徹底につきまして、今後どのような方法があるのか検討していきたいと考えております。

○川畑委員

最後に、貸出ダンプ制度というのは、市の負担もあるのですが、地域住民の皆さんもそれなりに負担をしているのです。まさに協働事業として進めてきたものだというふうに思います。この事業を積極的に進めることによって、地域の高齢者だとか、あるいは通学児童、それらを初め市民の皆さんが安全で安心した生活ができるわけです、うまくいけば。

それで、見直しについては、まず市民負担の軽減を前提に考えてほしいという、やるべきだと思うのです。それと同時に、抜本的見直しをする場合、その内容をきめ細かに町会ごと、あるいは参加者が十分理解できるような体制でやってほしいと思うのですが、それについて意見を聞かせてください。

○（建設）建設事業室木村主幹

貸出ダンプ制度につきましては、利用団体からこれまで、制度変更に伴い利用しづらいことや、高齢化に伴い費用負担ができないなどの地域の事情により、利用できなくなっているとの御意見も伺っておりますので、市民との協働事業として今後どうあるべきか、市の財政状況を踏まえた上で抜本的な制度の見直しも含めまして、改めて検討が必要であると考えております。

川畑委員の御意見も参考にしながら、今冬の検証や利用状況を踏まえまして、今後の制度のあり方などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

◎除排雪について

では初めに、除雪費について伺います。

今、川畑委員から質問がありました、予算の執行率は2月末で73%ということでした。

まず、地域総合除雪は、契約の変更はできますね。確認します。

○（建設）維持課長

作業のボリュームに応じて設計変更するというような仕組みになっております。

○新谷委員

地域総合除雪の最低保障価格というものがありますけれども、それは幾らでしょうか。

○（建設）維持課長

現行の最低保障につきましては、地域総合除雪において、当初契約の10分の7で設定しております。

○新谷委員

かなり雪が解けておまして、今後、大雪が降らない限りは予算が余るのではないかというふうに考えられますけれども、見通しはどうでしょうか。

○（建設）維持課長

今後の見通しということですが、先ほどもお話ししたとおり、2月24日時点で七つのステーション平均で86%の執行率ということで、それ以降1週間たちまして、路線的な排雪はおおむね終了したと。あと残っているのが、通行どめにしております路線の雪割り作業等がありますので、この辺を加味しましても、これからよほどの雪が降らない限り、それから異常気象で凍結路面の連続発生がしない限りは、ある程度の不用額は見込めるのではないかというふうには捉えているところであります。

○新谷委員

予算が余るのではないかと、そういう見通しを持っているということですが、貸出ダンプで予算を計上しておりませんでしたので、そちらに回せるのかというふうにも思っております。

◎貸出ダンプ制度について

次に、貸出ダンプについて聞きます。

2017年度と2018年度の利用回数の比較を示してください。

○（建設）建設事業室木村主幹

昨年度と本年度の利用回数の比較なのですが、まずは申請された延べ団体数、こちらにつきましては平成29年度が408団体、30年度につきましては388団体となっております。

利用実施された団体数につきましては、締め日の関係上、若干日にちが前後するのですが、29年度につきましては3月6日現在で336団体、30年度につきましては3月3日現在で273団体となっております。

○新谷委員

雪が少ないからこのような違いが出てきたのだと思いますけれども。

貸出ダンプ制度は、見直しに当たっては市民から課題や問題点の意見を伺いながら、拙速な制度変更により混乱を招かないように丁寧に進めるという代表質問への答弁でしたが、川畑委員からも質問がありましたけれども、どういうふうに進めるのかと思うのです。

市民から課題や問題点を伺うといっても、一定程度、市の考え方をベースにしないと、いろいろな要望、意見がたくさんありますから、それこそ混乱するのではないかと思いますけれども、その辺についてはどのように進めるお考えですか。

○（建設）建設事業室木村主幹

進め方につきましては、まず市民の皆様から課題や問題点についての御意見を伺いながら、拙速な制度変更により混乱を招かないよう丁寧に進めてまいりたいと考えております。

また、雪堆積場や排雪第2種路線が対象外となったことにより、制度を利用できなくなった団体や、今年度の申請団体に対してもシーズン終了後にアンケートなどを実施し、課題や問題点についての御意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

○新谷委員

まずそうしたら、市民の皆さんからの課題や問題点のアンケートをとりながら進めるということで、これが先に来るといことですね。

○（建設）建設事業室木村主幹

まずシーズン終了後にそういう形でアンケート等を行いまして、それを踏まえた上で、ということで考えております。

○新谷委員

市民の声を聞くというのは、本当に大事なことだと思います。

それで第3回定例会までに抜本的な制度変更をするには、かなりのエネルギーを使って進めなければならないと思うのです。それで、シーズン終わってからということでしたけれども、その市民意見というのは、アンケート、その場合も除雪懇談会のように地域ごとに開いて聞いていくのですか。

○（建設）建設事業室木村主幹

進めるタイミングにおきましてはシーズン終了後、貸出ダンプにつきましては3月13日が利用の最終日となっておりますので、その後、集計等いろいろ入ってまいりますけれども、終わり次第検討に入っていく形になると思います。

意見集約の方法等につきましては、その辺も踏まえまして、今後いろいろな状況を踏まえて検討していく形になっていくと思います。

（「除雪懇談会のようにやるんですかって、各事業で」と呼ぶ者あり）

個別の聞き取り等を除雪懇談会のように行っていくのか、その辺も踏まえて、今後内部で検討して進めていきたいと考えております。

○（建設）建設事業室長

これからのスケジュール的なお話だと思いますけれども、新年度に入りましてすぐ、利用者の団体の方々にアンケートをとりたいと考えております。このアンケートの内容としては、現在の制度において、こういった利用者としての問題があるのか、こういったものを変えてほしいのか、これは利用者の立場でどういうことを考えているのかとまずアンケートをとりたいと思っています。

そのほかに、どのような懇談会というお話もありましたけれども、今後、雪対策の基本計画を策定したいということで考えておまして、これも年度早々、懇話会みたいなものを立ち上げまして、その中でいろいろな御意見を聞きたいと思っています。

ただ、市民の方々の意見だけをお聞きいたしますと、確かにいろいろな要望とか混乱を招くおそれがありますので、やはり市からの現状の問題点というのもその中でお話ししたいと思っています。

市の現状の問題点といいますのは、先ほど中村誠吾委員からもありましたけれども、やはり市としては、パトロールが非常に職員の負担になっていることもございますし、あと市民協働としてのあり方、これは一度見直さなければならないかということも我々は考えております。

こういったことも踏まえまして、来年度早々、そういった懇話会、そしてアンケートなどを踏まえて、今後どうしていくべきか、市民との協働をどうしていくかということを考えていきたいということで考えています。

○新谷委員

そうしたら、除雪対策基本計画をつくる上で懇話会を立ち上げて、第3回定例会までに貸出ダンプについての抜本的な制度を提案できるのでしょうか。

○（建設）建設事業室長

今の段階では、第3回定例会までにそういった状況を踏まえて、どのような制度がいいのか、その制度が確立したらその状況の中で予算を上げたいということで現在のところは考えております。

○新谷委員

大変な作業になるとは思いますけれども、市民にとっていいものになるようにお願いいたします。

◎市営銭函住宅について

それから次に、市営銭函住宅についてですが、斉藤委員が私の聞きたいことを全部聞いてしまいましたので、聞くことがなくなったのですけれども、少し気になることがありました。

今後、調査、研究、検討が必要ではないかというような旨をおっしゃられたと思うのですけれども、市の防災・減災の中で何が必要あるのか検討しなければならないという答弁だったと思うのですが、それでいいですか。

○（建設）建築住宅課長

先ほどの斉藤委員への答弁ですけれども、災害時に優先すべき施設はどこであるかということ、それを考慮する必要があって慎重に進めなければならないという答弁をいたしました。

○新谷委員

災害時に優先しなければならないいろいろな問題があると思いますけれども、この銭函だけではなくて、ほかにも停電で水が出なかったという住宅があるわけです。そこにはたくさんの方が住んでいるわけです、生活しているわけです。

ですから、やはり市民の生活を優先するということでは、建築住宅課としても、市長要望というか予算のヒアリングとかもあると思いますので、その辺はしっかりと優先課題ではないかということで要望していく必要があると思うのですが、いかがですか。

○（建設）建築住宅課長

先ほども斉藤委員の答弁でお答えしましたけれども、確かに市営住宅を管理する立場としまして、災害時においても入居者の不便を極力低減させるということは必要なことだと考えております。ただ、今すぐに市営住宅の住戸を直圧化するだとか、そういうことはできないということで、少し慎重にならざるを得ないと答弁いたしました。

○新谷委員

予算がかかることですから、すぐにはできないと思いますけれども、やはり調査、研究、検討、これをしっかりと行っていただきたいと思います。

それから関連してなのですけれども、市営銭函住宅 3 号棟の入居者の方から、結露がひどいと。しかも、言ったのだけれども何年も放置されていたという苦情が寄せられて、見に行ってきました。それで、業者の方が来て見てくれたというのですけれども、このお宅よりももっとひどいところがあって、水がしたたるといふようなところがあるというふうなのですが、我慢してくださいといふようなことを言われたというのですけれども、これは少し問題ではないかと思えます。

この結露に対して、どのような対応を今までしているのでしょうか。

○（建設）大門主幹

今、新谷委員から御指摘がありました銭函住宅 3 号棟のお話なのですけれども、恐らく昨年 12 月に話があったことではないかと思うのですが、そのことについて御報告いたしますと、12 月に結露により壁にカビが出ているというお話がありまして、12 月 21 日に私ども市でも市営住宅の管理事務所と一緒に現場を見たということがございました。

そうした中で対応を検討いたしましたところ、もちろん直ちにいろいろ修繕なり工事なり、要は対処というのが必要になるのですけれども、その対処を検討した中で、冬場におきましては結露、室内と外気の温度差が激しいものですから、壁に抗菌作用のある塗料を塗る防腐工事を行わなければならないのですが、それを冬場に行うのはなかなか難しい状況があるということで、入居している方とのお話し合いをさせていただきまして、大変御不便をかけて申しわけないですけれども、雪が解ける春、4 月まで少し待っていただけないかというお話をいたしました。4 月に今申し上げました抗菌作用のある塗料を塗る防腐工事、それを行わせてくださいということで話し合いをさせていただいたという、そういう状況でございました。

○新谷委員

このお宅だけではないので、ほかにもありますので、お話を聞いて対応していただきたいと思います。

◎都市計画マスタープランの策定について

次に都市計画マスタープランに関わってお聞きます。

まず、都市計画マスタープランは、何で策定するのかということは、先ほど中村吉宏委員から質問があって、お答えを聞きました。都市計画法第 18 条に定められているということや、それから用途変更はオタモイ、朝里川温泉で行ったと。また、都市計画マスタープランは、住民の意向を反映させなければならないと、こういうことでお聞きしました。

2019 年度、第 2 次都市計画マスタープランを小樽市が策定するために、市民アンケートを行っております。この中の 6 ページですけれども、「(1) 土地（住宅地・商業地・工業地）の使われ方について」というところで、市民からアンケートというか聞いているのですけれども、これについて説明してください。

○（建設）半田主幹

御質問がありました設問につきましては、これまでのまちづくりについてということで、土地の使われ方についての満足度、満足、やや満足、ふつう、やや不満、不満といった、この五つの選択肢の中から選んでいただくという設問であります。

御質問は 6 ページの土地ということなのですが、そのほかに道路ですとか、公園ですとか、生活環境に関するようなこと、あと、街並み、景観、都市防災について、それぞれこれまでの取り組みについての満足度をお聞きしているということでございます。

この結果につきましては、我々の受けとめとしては、これまでの取り組みに対する評価であるというふうに考えております。

○新谷委員

もう少し具体的に、満足度がどうなのかというあたりを説明してください。

○（建設）半田主幹

大変失礼しました。では、土地の使われ方につきましては、満足というお答えが 1.1%、やや満足が 6.6%、ふつうが 47.9%、やや不満が 34.1%、不満というふうにお答えされたのが 10.3%となっております。

○新谷委員

地区別に、悪いほうで、やや不満、不満、そのあたりを説明してください。

○（建設）半田主幹

それでは 9 地区でございますので、一つずつお答えしていると少し時間の関係もあるかと思いますが、特に不満が高かったところということでお答えしたいと思います。

まず、やや不満と不満で一番回答数が多かったのが中央地区でございます。中央地区におきましては、やや不満が 41.9%、不満が 11.8%。次いで不満が多かったのが南小樽地区で、やや不満が 38.4%、不満が 12.3%となっております。

○新谷委員

この地区で不満、やや不満が大きいということがわかりましたけれども、個別の問題になるのですが、中央地区の商業地域ですね、ここの工房から出る排気でぜんそくになったり、あるいは熱気が来て窓が開けられないとか、病気になっている方がいるわけです。この工房と住居の間は車が 1 台ようやく通れるくらい狭いところです。また、南小樽地区では、工場から出る臭気、これに悩まされている人もいます。この二つのケースは、いずれも自分の住居として長く住んでいた後に工場などができたところなのです。

それで、ここでこの都市計画マスタープランは、都市計画法で決められており、用途変更を行うということもできるということがわかりました。それで、都市計画用途地域制度の意義と役割というものを、ガイドラインというので見ましたけれども、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、良好な都市環境を形成することを目的とし、用途、形態、密度の配分等に関する一定の規制を定めて、建築基準法等各種個別法の規定と相まって、良好な市街地の形成と住居、商業、工業などの適切な配置を誘導すると、こういうふうにあります。

ここで、建築基準法などで建築物の制限はされていると思うのですが、余り厳しいものではないというふうには思うのですが、まず個々の都市計画と相まっている建築基準法です、この目的というものも第 1 条でうたわれているのですが、お知らせください。

○（建設）建築指導課長

建築基準法の目的なのですが、建築基準法の第 1 条にその目的ということで書いてございます。少し読み上げさせていただきます。「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」ということで書いてあります。

○新谷委員

このように公共の福祉の増進に資するということが目的とされているわけなのですが、このように長く住んでいる方が悩まされているという、この問題はやはり見過ごすことができないと思うのです。

いろいろ難しい問題はありますけれども、せっかくこうやって市民の声を聞いてきているわけですから、今後、このアンケート結果を都市計画の用途地域などにどのように反映させていくのか、お考えをお知らせください。

○（建設）都市計画課長

用途地域制度につきましては、最も基本的な土地利用の制限という形になっていまして、本市の用途地域に関しましては、昭和 7 年に当初決定され、その後、平成 6 年に都市計画法の改正に伴って全体的な見直しをやっておりまして、それ以降は大きな見直しとか、そういったものは 20 年以上やっていないような状況になっています。

そうした中、現状として、人口の減少とか少子高齢化などの社会情勢の変化、あとは今後、北海道新幹線の開業などの新たなまちづくりの課題、そういったものに対応するためには、やはり今後、用途地域のあり方などもいろいろと検討していかなければならないと。今後、今やっております都市計画マスタープランの中でいろいろと検討していきたいという形では考えております。

それと先ほどの南小樽地区のぜんそくの話、そちらに関しては現状がわからないという部分がございますので、まずは現地の状況を把握して、関係部局と協議もしていきたいとは考えております。

○新谷委員

よろしくお願いいいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。